

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年10月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・オールインワン・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成25年10月19日から平成26年10月17日まで) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ノムラ・オールインワン・ファンド  
(以下「ファンド」といいます。)

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## ( 5 ) 【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、消費税率が8%になった場合は、3.24%以内となります。収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

## ( 6 ) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

## ( 7 ) 【申込期間】

平成25年10月19日から平成26年10月17日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## ( 9 ) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

## ( 10 ) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先

までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### ( 1 2 ) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には原則として取得および換金申込みができません。

申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2]国内の株式、世界の株式<sup>1</sup>および世界の債券<sup>2</sup>を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資します。

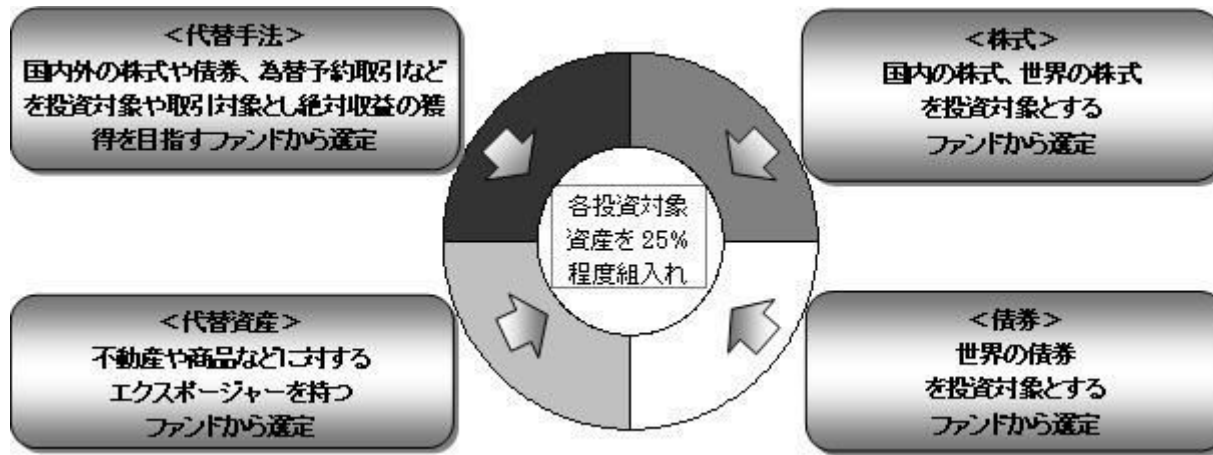
1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。

2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。

[3]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案して各投資対象資産から選択した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各投資対象資産から選定したファンドに分散投資を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。



[4]世界の株式および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

[5]年2回の決算時(原則1月・7月の各20日)に基準価額水準等を勘案して分配します。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・オールインワン・ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------



株式 一般	年1回	<b>グローバル (日本を含む)</b>		
大型株 中小型株	<b>年2回</b>	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
<b>その他資産(投資信託 証券(資産複合(株式、 債券、不動産投信、デ リバティブ、為替予約取 引) 資産配分固定型))</b>		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

## 〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt;属性区分表定義&gt;

## 〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

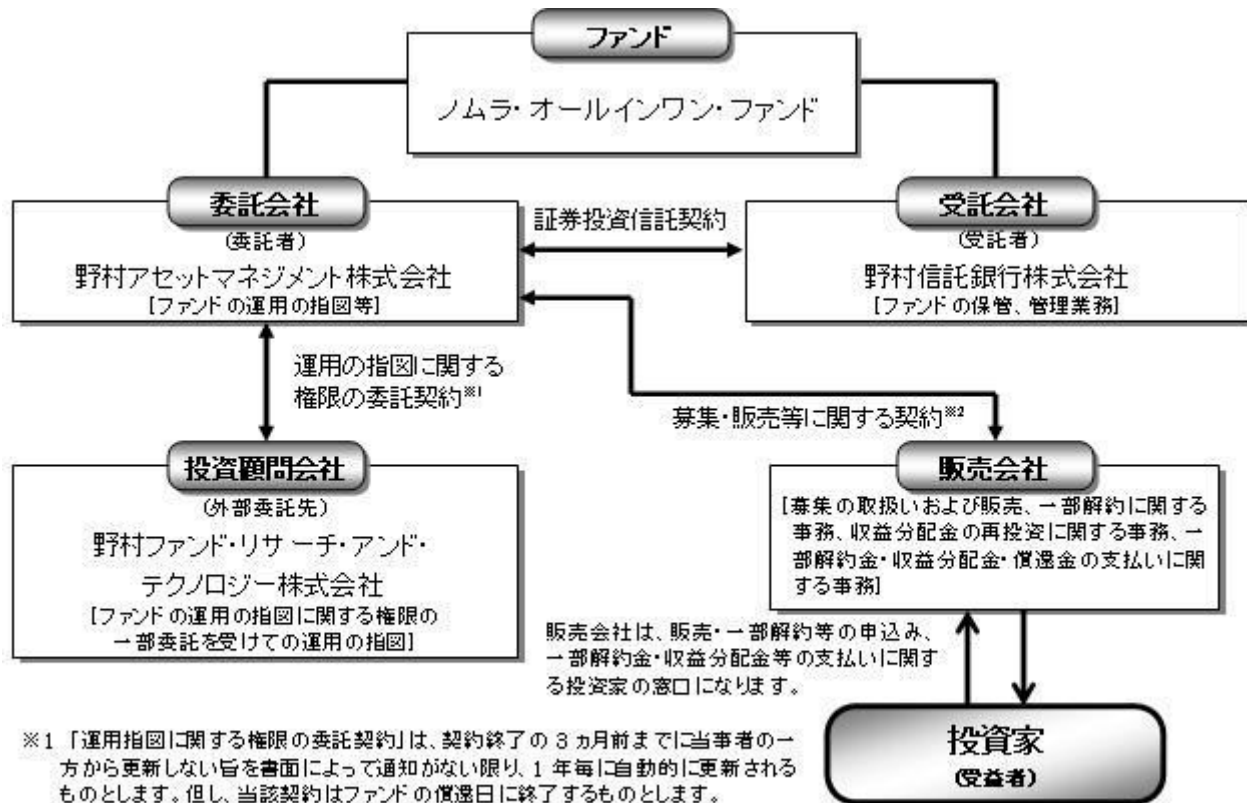
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成18年7月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

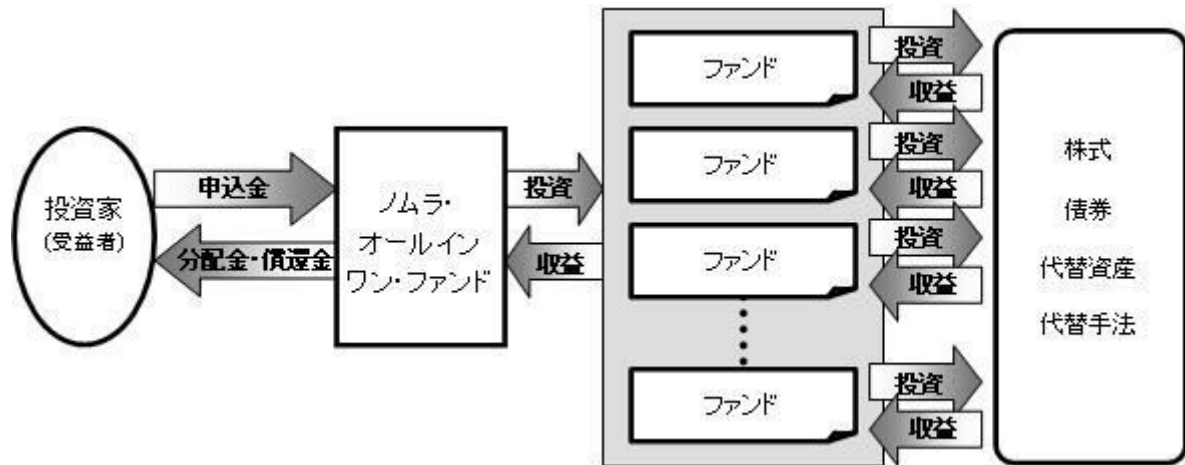


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内の株式および世界の株式、世界の債券、代替資産および代替手法に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

## 委託会社の概況

### 委託会社

#### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

#### ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

#### ・資本金の額

平成25年8月末現在、17,180百万円

#### ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況(平成25年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

[1]国内の株式、世界の株式<sup>1</sup>および世界の債券<sup>2</sup>を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。

2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)

委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地 : 東京都中央区

委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額)	(率)
1,000億円以下の部分	年0.285%
1,000億円超の部分	年0.265%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率(以下、「基準配分比率」と呼びます。)は下記の通りとすることを基本とします。また、投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率(以下、「参考配分比率」と呼びます。)を決定し、それを意識した運用を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。

国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

世界の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度以下



## 基準配分比率と参考配分比率

基準配分比率		参考配分比率	
投資対象資産	比率	資産クラス・種別	比率
株式	25%程度	国内大型株式	8.00%
		国内小型株式	7.00%
		先進国株式	6.00%
		新興国株式	4.00%
債券	25%程度	米国債券	2.50%
		欧州債券	7.50%
		豪州債券	2.50%
		ハイ・イールド債券	6.25%
		新興国債券	6.25%
代替資産	25%程度	不動産	15.00%
		商品	10.00%
代替手法	25%程度以下	マクロ戦略	20.00%
		株式市場中立戦略	5.00%

(平成25年10月現在、参考配分比率は上記の通りです。)

- \*1 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。
- \*2 投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

注)

「代替資産」とは、株式、債券などの伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性をもつ不動産や商品などの資産のことで、REIT(不動産投資信託)などの証券化商品も含まれます。

「代替手法」とは、株式や債券の売り持ちや先物・オプションなどのデリバティブ(金融派生商品)等も活用し、市場の動向に左右されにくい投資成果を目指す斬新な投資戦略のことをいいます。一般的に、代替手法には、株式、債券などの伝統的資産を投資対象とするものに加え、商

品などを投資対象とするものが含まれることがあります。

また「マクロ戦略」とは個別銘柄ではなく、各国の株式、債券、通貨といった資産全体に着目し、先物等も活用した買いと売りの組み合わせ等により絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいい、「株式市場中立戦略」とは個別銘柄の買いと売りの組み合わせにより市場全体の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいいます。

[4]世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行わないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

ただし、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券のうち、外貨建てで円ベース以外での絶対収益の獲得を目指すものについては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

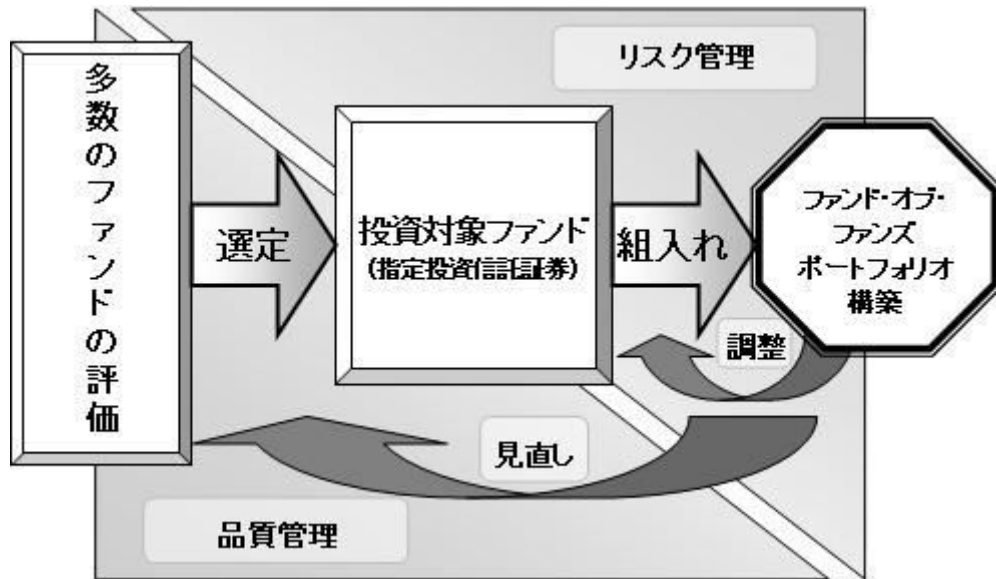
[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

商品市況全体の動きを概ね捉える投資成果を目指す投資信託証券など、超過収益を追求することを目的としない投資信託証券については、運用力に関する定性的な評価を行わない場合があります。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

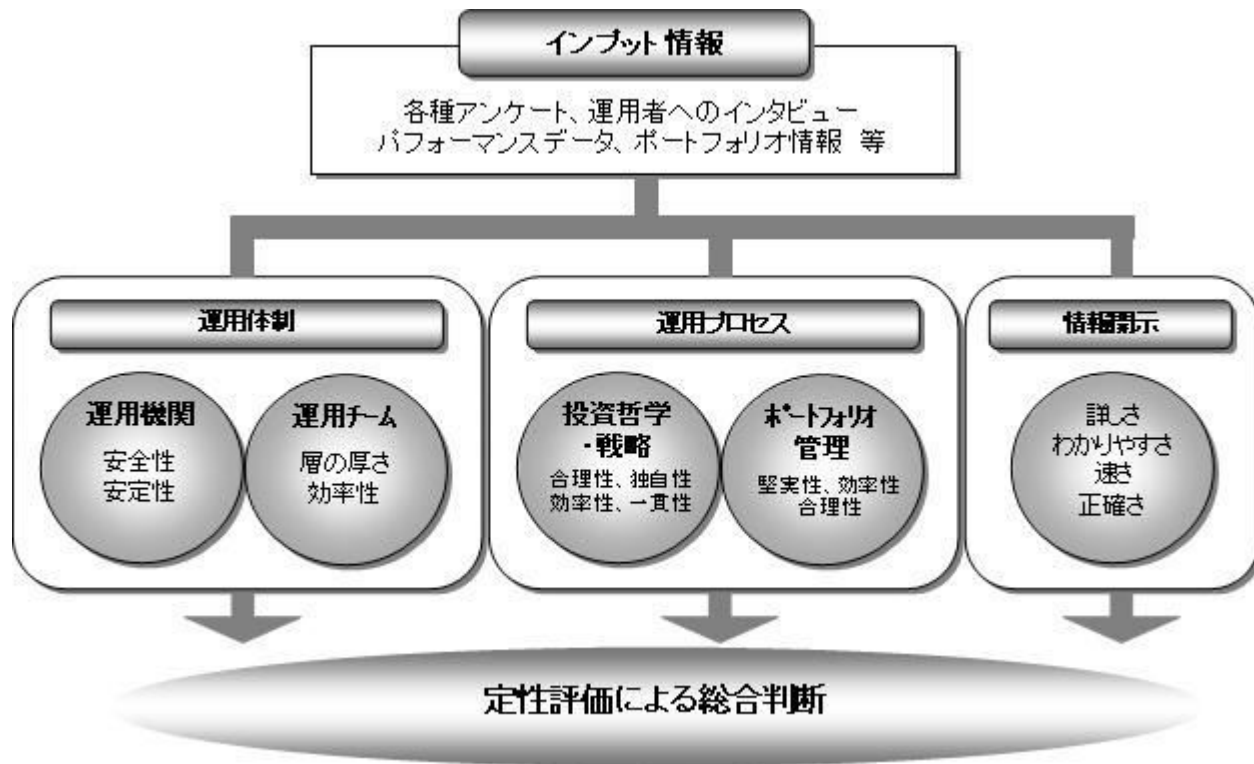
#### (参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

##### 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)はファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

##### NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストが当たります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成25年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

注)アクティブ・ファンド(積極的な運用により市場平均などに比べてより高い成果を追求することを目的とした投資信託)の定性評価について示したものです。

## (2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券	
	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)

国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）
	野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）
	GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アバディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型） FD<外国籍投資信託>
	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD<外国籍投資信託>
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD<外国籍投資信託>	
不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券	野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）
	野村世界REITマザーファンド
	ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド
国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
	メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）
	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF <外国籍投資信託>

とし絶対収益の 獲得を目指す投 資信託証券	JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）
	日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

上記は平成25年10月18日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

デリバティブの直接利用は行ないません。

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ.金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。 )のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとしてします。

#### 金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年10月18日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基

本方針に基づいて運用します。

[各FD]

・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するNFR&Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

## ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社



## (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。消費税率が8%になった場合は、年0.9342%となります。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いません。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## ストラテジック・バリュース・オープンF(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュース・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュース・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B)信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.648%となります。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

#### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「RDP株式運用ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断(主観的判断)のみに頼ることなく、配当割引モデル(DDM)等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX(配当込み)に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

## (B) 信託期間

無期限(平成16年11月18日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%<sup>1</sup>(税抜0.81%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%<sup>2</sup>(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円<sup>2</sup>(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

- 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.8748%(税込)がかかります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。
- 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.0216%(税込)がファンド監査費用とみなされ、年間324万円(税込)が上限となります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

## (E) 投資方針等

## (1)投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

### (B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称

委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資 顧問会社	キャピタル・インターナショナル・インク <sup>*1</sup>

\*1.マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375% (税抜年0.575%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円 (税抜56万円) とし日々計上します。またその他の費用 (ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等) 等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主としてわが国の証券取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。) (これに準ずるものを含む) に上場されている株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含む) を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

## 野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンド マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(平成16年3月4日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.8964%となります。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2)投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション(株価の割高・割安度合い)の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## インベスコ 日本中小型成長株オープンF(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるインベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式等に投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(平成18年11月9日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	インベスコ投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%(税抜年0.71%)の率を乗じて得た額とします。このほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### (E)投資方針等

#### (1)投資対象

マザーファンドを通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している中小型株を中心とするわが国の株式に投資します。

#### (2)投資態度

主として、新興市場(JASDAQ市場、東証マザーズ等)上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式などに投資を行いません。継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証一部に上場していくと見込まれる企業に長期投資します。時価総額約100億円～約2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄を対象に、成長率・利益率・ROE(株主資本利益率)などにより調査対象銘柄を絞り込みます。さらに調査対象銘柄について、会社訪問・財務データ分析等を行い、コアウォッチ銘柄を決定します。コアウォッチ銘柄の中から、割安度、成長銘柄の分析指標などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

(上記 から の運用は、マザーファンドを通じて行います。)

株式の実質組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行なうに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

#### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。



**(A) ファンドの特色**

ファンドは、GS 計量日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の実現を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限(平成19年10月11日設定)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)

**(D) 管理報酬等****(1) 信託報酬**

信託報酬は、信託財産の純資産総額に年0.67725%(税抜0.645%)を乗じて得た額とします。

**(2) その他**

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。)

**(E) 投資方針等**

**(1)投資対象**

日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、経済合理性に基づく独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により、割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうかなど多角的な評価基準から企業を評価し銘柄選択を行うことで、リスク管理の枠組みの中で付加価値の実現を目指します。

主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に実質的に投資し、株式への実質投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)に日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

**アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)****(A)ファンドの特色**

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B)信託期間**

無期限(平成16年3月4日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.9%）の率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、年0.972%となります。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュウ）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

### (B) 信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社  
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入  
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.918%となります。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別  
配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし) をベンチマークとします。

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625% (税抜年0.825%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.891%となります。

### (E)投資方針等

## (1)投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## UBS海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)

## (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

## (B)信託期間

無期限(平成17年10月13日設定)

## (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%<sup>(注)</sup>（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、年1.0044%となります。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## ノムラ - アバディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アバディーン新興国株 マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース) をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アバディーン新興国株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

## (B) 信託期間

無期限(平成18年6月30日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	Aberdeen Asset Managers Limited (アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド) Aberdeen Asset Management Asia Limited (アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド)

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.029% (税抜年0.98%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年1.0584%となります。

## (E) 投資方針等



### (1)投資対象

新興国の株式を実質的な主要投資対象とします。なお、一部、転換社債および転換社債型新株予約権付社債ならびに償還金額等が株価に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、株式にかかる指数を対象とした有価証券指数等先物取引や有価証券店頭指数等スワップ取引を適宜活用する場合があります。

### (2)投資態度

マザーファンドにおける新興国の株式への投資にあたっては、企業訪問等のリサーチによるボトムアップアプローチをベースに、企業の質（フランチャイズ、利益成長力、経営、財務基盤）、バリュエーション等の観点から銘柄の選定を行ないます。

< 当面の投資プロセス >

#### (1)定性分析

・エマージング・マーケットの全上場銘柄を理論上の投資ユニバースとし、継続的な企業訪問による詳細な調査を通じて投資候補銘柄を選定します。

・フランチャイズ(固有の競争力、独自の強み)、コア事業の利益の成長力、経営陣、財務基盤といった観点から質の高い銘柄に投資候補銘柄を絞込みます。

#### (2)バリュエーション分析

・PERや配当利回り、純資産価値などのデータを用い、市場価格や業界内の競合企業との対比といった観点からバリュエーションの分析を行ない、株価のダウンサイド・リスクを確認し、投資銘柄を選定します。

#### (3)ポートフォリオ構築

・最も魅力的な銘柄群に対するエクスポージャーの最大化を図るとともに、流動性や地域・セクターの分散に配慮し、ポートフォリオを構築します。

上記の投資プロセスは、今後見直しを行なう場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Aberdeen Asset Managers Limited（アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド）およびAberdeen Asset Management Asia Limited（アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド）にマザーファンドにおける株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB (適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

## (B) 信託期間

無期限（平成21年9月3日設定）

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.155%（税抜年1.10%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年1.188%となります。

## (E) 投資方針等

**(1)投資対象**

新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

**JPMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用)****(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング株式フォーカス・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下、「マザーファンド」といいます。)

への投資を通じて、主として世界の新興国<sup>\*1</sup>で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券<sup>\*2</sup>を用いた投資も行います。

\*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

\*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち\*、積極的な運用を行います。

\* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)をベンチマークとします。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

## (B) 信託期間

無期限(平成18年1月25日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9765%<sup>1</sup>(税抜0.93%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用として信託財産の純資産総額に対して年率0.021%<sup>2</sup>(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円<sup>2</sup>(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

- 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率1.0044%(税込)がかかります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。
- 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.0216%(税込)がファンド監査費用とみなされ、年間324万円(税込)が上限となります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

## (E) 投資方針等

### (1)投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。  
投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

### (2)投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに所属する「グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

### (3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD

### (A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限（平成23年9月1日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称
Schroder Investment Management Limited

上記の副投資顧問会社は、平成25年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.90%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

(1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、

およびパークレイズ・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

## (B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社を受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.3996%となります。

## (E) 投資方針等



#### (1) 投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびパークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース) を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

## (B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875% (税抜年0.75%) 以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.81%となります。

## (E) 投資方針等

**(1)投資対象**

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

**(4)収益分配方針**

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

**ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタムBM型) FD****(A)ファンドの特色**

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・米国総合インデックス、パークレイズ・汎欧州総合インデックス、パークレイズ・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%:60%:20%の比率による加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

**(B)信託期間**

ファンド設定日(2009年4月9日)から約149年間

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

**(D)管理報酬等****(1)投資顧問報酬および成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

**(2)受託報酬**

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

**(3)保管報酬等**

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0675%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用(年額24,000米ドル)、成功報酬管理費用(年額12,000米ドル)、財務諸表作成費用(年額7,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル)があります。

**(4)その他**

- ・ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。
- ・ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

**(E)投資方針等**

#### (1)投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

#### (2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

#### (3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPIに投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資(REIT、ETFを含む)は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

#### (4)収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

## ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース) をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index (US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年10月8日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社  
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入  
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.702%となります。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるもの  
を含みます。）とします。

銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資  
魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォ  
リオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（Columbia Management Investment Advisors, LLC）にマザーファ  
ンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものと  
および社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

### (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

## JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、BofAメリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

「BofAメリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）」は、BofAメリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B) 信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%<sup>1</sup>（税抜0.64%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%<sup>2</sup>（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円<sup>2</sup>（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

- 1 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.6912%（税込）がかかります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。
- 2 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.0216%（税込）がファンド監査費用とみなされ、年間324万円（税込）が上限となります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

**(E) 投資方針等**



#### (1)投資対象

米ドル建ての高利回り社債(下記(2) および に掲げる社債をいいます。)を実質的な主要投資対象とします。

上記 の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)またはBaa3格(ムーディーズ社による格付け)以上の社債に投資する場合があります。(各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。)

#### (2)投資態度

安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)またはBaa3格(ムーディーズ社による格付け)未満とします。

上記 にかかわらず、上記 の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、JP. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「運用委託先」といいます。)が、上記 に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります、当該社債も主要投資対象に含めます。

保有する社債の格付けが変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1) に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

#### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

#### (4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD

### (A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、BofA・メルリランチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

## (B) 信託期間

無期限(平成23年4月7日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エー

## 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Loomis, Sayles & Company, L.P.

上記の副投資顧問会社は、平成25年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

## (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

(1)投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものに並びに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD

### (A)ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

## (B) 信託期間

無期限（平成23年10月6日設定）

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

## 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Threadneedle Asset Management Limited

上記の副投資顧問会社は、平成25年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

## (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国<sup>1</sup>の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)<sup>2</sup>をベンチマークとします。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B)信託期間**

無期限(平成19年10月11日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875% (税抜年0.75%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社  
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入  
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.81%となります。

**(E)投資方針等**

## (1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

## (2) 投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行いません。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。

・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。

・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

## (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カン  
トリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保す  
るとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方  
式で運用します。

### (B)信託期間

無期限(平成17年10月13日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%(税抜年0.80%)の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入  
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費  
用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する  
場合があります)。

### (E)投資方針等



## (1)投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## (4) 収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

## MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD

## (A) ファンドの特色

ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

## (B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX）S. a r. l.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

#### (D) 管理報酬等

##### (1) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

##### (2) その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。

ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)とします。

国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。

通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。

実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

##### (4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD

## (A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

## (B)信託期間

無期限(平成23年4月7日設定)

## (C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

## 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Pictet Asset Management Limited
Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited

上記の副投資顧問会社は、平成25年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

## (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものに並びに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD

## (A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券（以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

## (B)信託期間

無期限(平成23年4月7日設定)

## (C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

## 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company, LLP

上記の副投資顧問会社は、平成25年9月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

## (D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものに並びに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>”を「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」といいます。

#### (A) ファンドの特色

ファンドは、DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>が表す世界の商品(コモディティ)市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>”を「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」といいます。なお、当ファンドでは、「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」を円換算したものを運用にあたって参照する指標とします。この指標は、「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」を委託会社が独自に円換算したものであり、Dow Jones & Company, Inc.もしくはUBS AGまたはそれぞれの子会社または関連会社が公表する指数 “Dow Jones-UBS Commodity Index Yen<sup>SM</sup>” (“DJ-UBSJY<sup>SM</sup>”)とは異なります。

#### (B) 信託期間

無期限(平成18年7月25日設定)

#### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735% (税抜年0.70%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.756%となります。

#### (E) 投資方針等



## (1)投資対象

DJ-UBS商品指数の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券(指数連動債または指数連動証券等(以下「仕組債等」といいます。))を主要投資対象とします。

## (2)投資態度

投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

**DJ-UBS商品指数の著作権等について**

「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、CME Group Index Services LLC（以下「CME Indexes」といいます。）の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC（以下「UBS証券」といいます。）の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones<sup>(R)</sup>」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」および「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）あるいはUBS AG(以下「UBS AG」といいます。）のサービスマークであり、野村アセットマネジメントによる一定の目的のために使用が許諾されています。

当ファンドは、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれらとの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、一般的の有価証券もしくはコモディティまたは特に当ファンドへの投資の適否について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行っておりません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社の野村アセットマネジメントに対する唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークの使用許諾、ならびに野村アセットマネジメント、または当ファンドに関わりなくUBS証券と共同してCME Indexesにより決定、構成および計算が行われるDow Jones-UBS Commodity IndexSMの使用許諾です。ダウ ジョーンズ、UBS証券およびCME IndexesはDow Jones-UBS Commodity IndexSMの決定、構成、または計算に際し、野村アセットマネジメント、当ファンドまたは受益者の要求を考慮する義務を負うものではありません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価格もしくはその数量の決定についてまたは当ファンドが現金に換金される際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またはこれらに参加していません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引（必ずしもこれらに限定されません。）に関連し受益者等に対しいかなる義務または責任を負うものではありません。上記にかかわらずUBS AG、UBS証券およびCME Group Inc. またはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、野村アセットマネジメントの当ファンドと無関係であるが、これらに類似しておりかつこれらと競合し得る金融商品を独自に発行し、および/または支援することがあります。さらに、UBS AG、UBS証券およびCME Group Inc. またはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物(Dow Jones-UBS Commodity IndexSMおよびDow Jones-UBS Commodity Total Return IndexSMを含みます。)ならびに当該コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品の取引を積極的に行っています。かかる取引がDow Jones-UBS Commodity IndexSMおよび当ファンドの評価に影響を及ぼす可能性があります。

本書は当ファンドのみに関係するものであり、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成商品の裏付けとなる取引所で取引される実際のコモディティに関係するものではありません。当ファンドの受益者は、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMに先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または裏づけとなる取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨するものであると結論づけるべきではありません。Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成商品を含む実際のコモディティに係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドに関連しDow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成要素についてデューデリジェンスを行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成要素に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報(当該構成要素の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。)が正確または完全であるとのいかなる表明も行っておりません。

ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、またダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータの利用により野村アセットマネジメント、当ファンド、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータについて特定の目的または利用のために明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME Indexesまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、その可能性につき通知されていたとしても喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的損害もしくは損失について責任を負わないものとします。UBS証券およびCME Indexesおよび野村アセットマネジメントの間の契約の取決めについて、UBS AGおよびCMS指数から使用許諾を得ている者以外の第三者の権利者は存在しません。

## 野村世界REITマザーファンド

### (A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

### (B) 信託期間

無期限（平成18年10月4日設定）

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ エルエルシー ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ ビー ブイ

## (D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

REITへの投資にあたっては、個別REITの分析(キャッシュフロー予想、リスクプレミアム分析、バリュエーション分析等)および不動産市場の分析等によりポートフォリオを構築します。

REITの組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

LaSalle Investment Management Securities,LLC(ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ エルエルシー)およびLaSalle Investment Management Securities B.V.(ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ ビー ブイ)に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド

### (A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

**(B) 信託期間**

無期限(平成19年2月21日設定)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

世界各国のREITを主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

CBRE Clarion Securities, LLC(シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー)に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象<sup>1</sup>とし、日本円の短期金利水準<sup>2</sup>を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

1 ファンドは、「グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

2 ファンドは日本円1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

### (B)信託期間

無期限(平成18年7月25日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### (D)管理報酬等

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

(1)基本報酬額:ファンドの純資産総額に対し、年0.945% (税抜年0.90%)の率を乗じて得た金額とします。

消費税率が8%になった場合は、年0.972%となります。

(2)成功報酬額:毎営業日に、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に20%を乗じて得た額(円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。)に、当該営業日の受益権口数を乗じて得

た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマーク(設定当初は1万円)に円短期金利<sup>\*</sup>を日割り計上した額を加算して決定されます。

\* 円短期金利は毎営業日(この信託の当初設定日前日を含みます。)において入手しうるロンドンにおいて公表された日本円1ヵ月LIBORの直近値とし、当該営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

### (E)投資方針等

### (1) 投資対象

内外の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、世界主要国の株価指数先物取引および債券先物取引を実質的な主要取引対象とし、為替予約取引等も積極的に活用します。

### (2) 投資態度

主として内外の短期有価証券に投資し安定した収益の確保を目指すとともに、世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の積極的な活用により日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用に当たっては、Global Tactical Asset Allocation(グローバルな戦術的資産配分、GTAA)モデル及びTactical Currency Allocation(戦術的通貨配分、TCA)モデルに基づき、市場データの精緻な分析により、推定される均衡水準から時価が乖離している資産・通貨に係るデリバティブ等を売買し、時価が均衡水準に収斂する過程での収益を獲得することを目指します。

Global Tactical Asset Allocation(GTAA)モデル及びTactical Currency Allocation(TCA)モデルは、ファーストクオドラント社の開発した運用モデルです。

資産配分については、世界主要国の株式・債券市場の中から流動性が高いと判断される市場を対象に、均衡水準より割安と判断される資産に係る有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションを、均衡水準より割高と判断される資産に係る有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションを構築し、収益の獲得を目指すことを基本とします。

通貨配分については、資産配分とは独立した通貨配分戦略により為替予約取引等を積極的に活用し、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で活用し、均衡水準より割高と判断される通貨は当該通貨のヘッジ目的外での売予約によるショート・ポジションを構築し、均衡水準より割安と判断される通貨については買予約等によるロング・ポジションを構築することを基本とします。なお、為替予約取引等のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

メロン・ダイナミック・ファンド(適格機関投資家専用)

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主としてメロン・ダイナミック・マザーファンド（以下、マザーファンド）といひます。）受益証券への投資を通じ、日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略による運用を行い、信託財産の中長期的成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

1カ月円LIBORを上回る運用成果（信託報酬等控除前）を目指します。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年4月12日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

純資産総額が500億円未満の部分 年1.05%（税抜1.00%）

純資産総額が500億円以上の部分 年0.9975%（税抜0.95%）

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

**(E) 投資方針等**



### (1)投資対象

内外の債券を実質的な主要投資対象とし、有価証券先物取引等の派生商品取引を実質的な主要取引対象とします。

### (2)投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略を組み合わせます。

債券ロング・ショート戦略においては、主要国の債券先物（シティグループ世界国債指数を構成する市場）への投資を行います。

株式ロング・ショート戦略においては、主要国の株価指数先物（MSCI世界株式指数を構成する市場）への投資を行います。

通貨ロング・ショート戦略においては、一般的に流動性が高いと考えられる主要先進国通貨の為替取引を通じて、運用資産の中長期的成長をはかります。

マザーファンドにおける外貨建ての現物資産への投資にあたっては、為替変動リスクを回避するため原則フルヘッジとします。

マザーファンドにおいては1ヵ月円LIBORをベンチマークとし、これを上回る運用成果を得ることを収益目標とします。

マザーファンドにおいてはメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに、債券、株式および通貨の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## GMO グローバル・タクティカル・ファンドF

### (A)ファンドの特色

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンを獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

ファンドは1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

### (B)信託期間

無期限（平成20年10月16日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	GMO・オーストラリア・リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行、管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

**(D) 管理報酬等****(1) 投資顧問報酬及び成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に年1.00%の料率を乗じて得た金額を、ファンドから四半期毎に受領します。

投資顧問会社は成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから四半期毎に受領します。

・成功報酬算出日に、「成功報酬控除前基準価額」が目標基準価額<sup>1</sup>を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

$$1 \text{ 目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート} \times \text{経過日数}) \times \text{基本基準価額}$$

$$2 \text{ 日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/360} - 1$$

3 目標リターン・レートは1ヵ月物円LIBORとします。

・基本基準価額は、最初の成功報酬算出日までの期間は1ユニットあたり10,000円とし、それ以降の期間は以下のいずれかを当該成功報酬算出日の翌日より適用します。

1. 「成功報酬控除前基準価額」 > 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における成功報酬控除後基準価額

2. 「成功報酬控除前基準価額」 < 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における目標基準価額

**(2) 受託報酬**

受託会社は、受託報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.02%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。

**(3) 保管報酬及び管理事務代行報酬**

保管受託銀行は、管理事務代行会社としての報酬と合わせて、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.20%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。ただし、年間最低報酬額は2,000,000円とします。

**(4) その他**

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、その他ファンドにかかる費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、5年間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

**(1)投資目的**

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンの獲得を目指します。

**(2)投資態度**

定量的な投資手法を用いて、株式や債券、通貨、商品のエクスポージャーを戦略的に変更します。

最適化プロセスを経ることにより、ファンドのリスクを適切にコントロールします。

投資環境の変化や独自の調査分析結果などを踏まえて、新たな戦略の追加や戦略の変更を機動的に行います。

1ヶ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。

市況動向やその他の要因によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

金融商品取引法に規定されている有価証券への投資は、信託財産の50%以上とします。

不動産の購入は行いません。

資金の借り入れは原則、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の5%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、原則として行いません。

**JPM日本株マーケットニュートラルF(適格機関投資家専用)****(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPMニッポン・ニュートラル・マザーファンド(適格機関投資家限定)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

なお、有価証券に直接投資することもあります。

ファンドは、マザーファンドを通じて、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

**(B)信託期間**

無期限(平成15年5月22日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
------	---------------

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0395%<sup>1</sup>（税抜0.99%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%<sup>2</sup>（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円<sup>2</sup>（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

- 1 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率1.0692%（税込）がかかります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。
- 2 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.0216%（税込）がファンド監査費用とみなされ、年間324万円（税込）が上限となります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資目的

ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

主として、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指すマザーファンド受益証券に投資します。

##### (2) 投資方針

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。

割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

株式の売建では主として信用取引により行います。

原則として割安銘柄のロングポジションと割高銘柄のショートポジションを概ね同額保有します。

セクターニュートラル（「RDP株式運用ストラテジー」のセクター分類でロングとショートの金額を概ね同額に維持）及びリスク・ファクターニュートラル（BARRA社によるリスク・ファクターの内主要な指標の値を概ねゼロ近辺に維持）を基本とし、リスクを抑えた運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（これを「実質」投資額といいます。以下同じ）が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券の実質買付けおよび有価証券先物取引等による実質買建て（ロングポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信用取引による有価証券の売建ておよび有価証券先物取引等による実質売建て（ショートポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

## 日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、主として、日本株式アナリストLS マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

### (B)信託期間

無期限（平成21年8月13日設定）

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年0.7875%（税抜年0.75%）を乗じて得た額とします。

その他、監査費用、証券取引に伴う手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息等がかかります。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

マザーファンドの受益証券を通じて、実質的にわが国の取引所に上場されている株式への投資を行います。

**(2)投資方針**

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドに対しては三井住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。

マザーファンドの受益証券を通じて、以下の運用を行います。

- ・主として、わが国の株式の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付を行うことで、その銘柄群間で生じる騰落率の格差を主な収益源泉として追求します。
- ・銘柄毎の投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種内における銘柄間で相対的な比較を行い、原則として同一業種内においてポジションがロングあるいはショート的一方に極端に偏らないよう留意します。
- ・上記の運用を行うにあたっては、アナリストによる短期的な企業業績に関するコンセンサス変化の予測や、中期的な利益成長性についての評価に基づき、銘柄選定を行います。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

### (3)主な投資制限

株式への実質純投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の - 10% から + 10% までの範囲内とします。

「実質純投資割合」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額を、投資信託財産の純資産総額で除して得た割合をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

株式への実質総投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の110の率を乗じて得られる額以下とします。

「実質総投資額」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引による同一銘柄の株式の売付は、当該売付に係る建て玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建て玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### ベンチマークについて

東証株価指数(TOPIX)およびTOPIX(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

Russell/Nomura Small Capインデックス、Russell/Nomura Small Capインデックス(配当込み)、Russell/Nomura Small Cap Growthインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI-KOKUSA I指数(MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み))は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

バークレイズ・米国総合インデックス、バークレイズ・汎欧州総合インデックスおよびバークレイズ・オーストラリア総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス (BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index) は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス (BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index) は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (JP Morgan GBI-EM Global Diversified) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

## 指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

### JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
--------------	---------------------------------------



昭和60年(1985年)	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年(1990年)	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年(1995年)	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年(2001年)	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年(2006年)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年(2008年)	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

### キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年(1986年)3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年(1987年)3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年(2006年)2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年(2007年)9月	金融商品取引業登録
平成20年(2008年)7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

### インベスコ投信投資顧問株式会社

昭和61(1986)年	エイアイエム・トウキョウ株式会社(後のインベスコ投資顧問株式会社)設立
平成2(1990)年	エイアイエム投信株式会社(後のインベスコ投信株式会社)設立
平成8(1996)年	インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10(1998)年	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年(1996年)2月6日	会社設立
平成14年(2002年)4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

### アムンディ・ジャパン株式会社

昭和46年(1971年)11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立
昭和55年(1980年)1月4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年(1998年)1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる
平成10年(1998年)4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年(1998年)11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年(2004年)8月1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年(2007年)9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
平成22年(2010年)7月1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更。

### ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

### アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成 8年12月 3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年 4月 3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

### BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号

平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引法の規定に基づく登録 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

### ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年(1985年)6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
平成2年(1990年)2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

### MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S. a r.l.

2000年6月20日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S.A.」設立、登記。
2012年1月2日	法人形態を株式会社(S.A.)から有限会社(S. a r.l.)に変更。

### グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

平成10年(1998年)	会社設立
--------------	------

### 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

平成24年4月1日	中央三井アセットマネジメント株式会社と住信アセットマネジメント株式会社が合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が発足
-----------	--

#### 中央三井アセットマネジメント

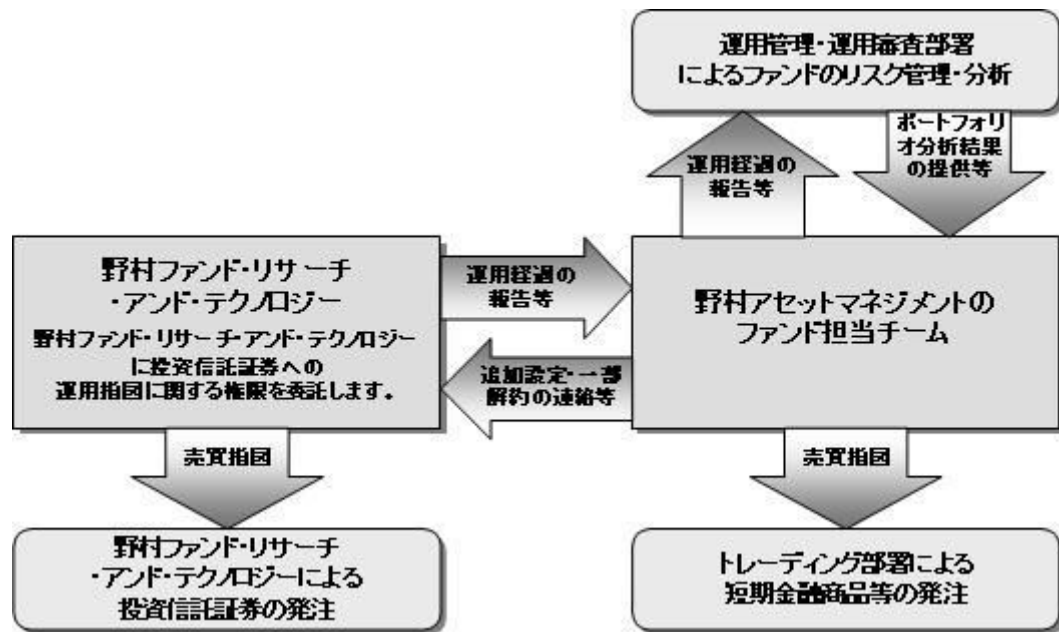
昭和61年9月19日	三信投資顧問株式会社(三井信託銀行グループの投資顧問会社)として設立
昭和62年9月9日	投資一任業務の認可取得
平成11年7月1日	中信投資顧問株式会社(中央信託銀行グループの投資顧問会社)と合併し中央三井アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成12年3月23日	証券投資信託委託業務認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

## 住信アセットマネジメント

昭和61年11月1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

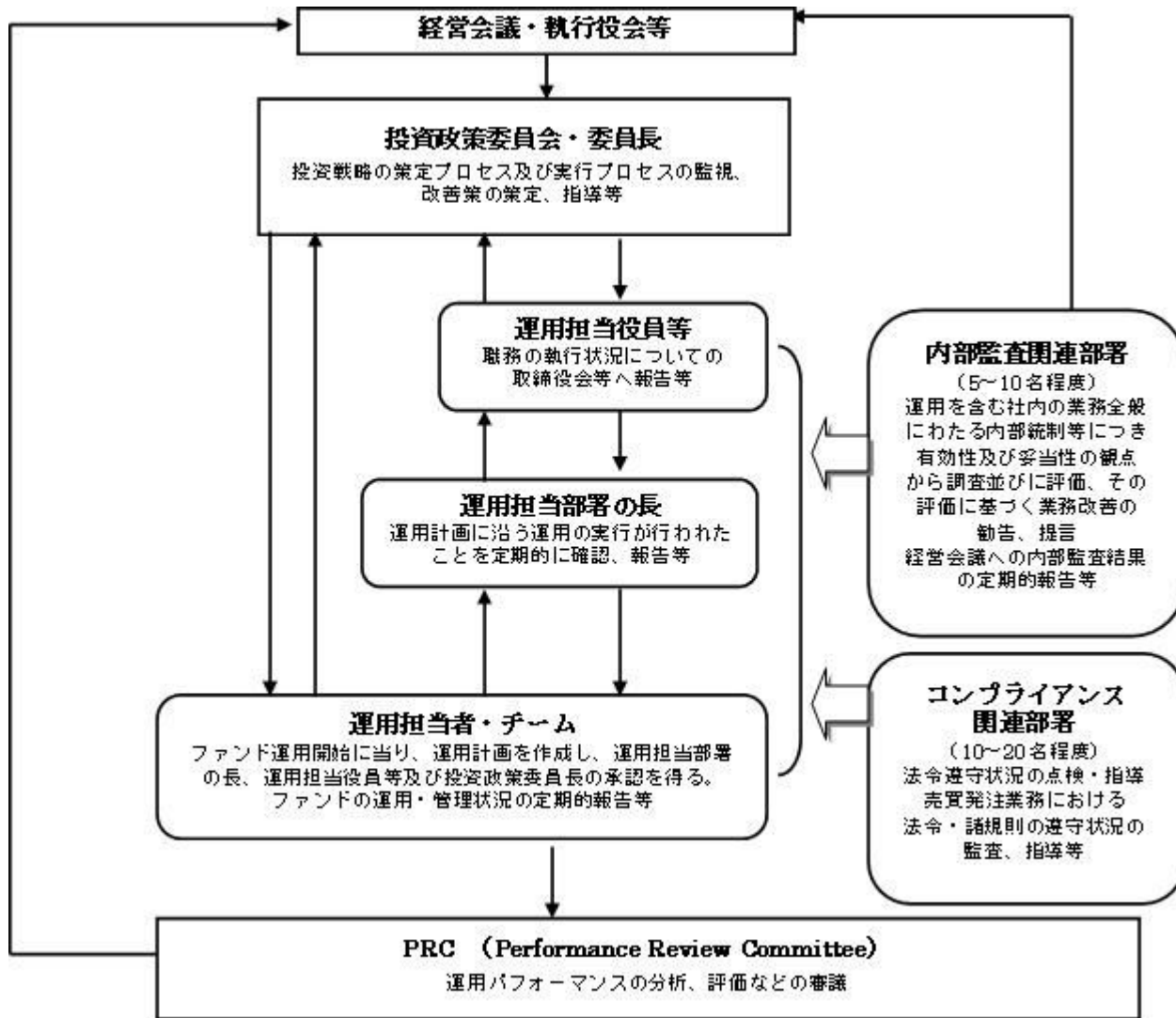
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、

投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として**毎年1月および7月の各20日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

## 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

### 株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

### デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

### 為替予約の利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。

### 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

### 同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

### 公社債の借入れ(約款第25条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図



を行なうものとします。

- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(約款第37条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるわが国の小型株の株価変動は、わが国の株式市場全体の動きと異なる場合があります。

### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

### [商品（コモディティ）市況変動リスク]

ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品（コモディティ）市況変動の影響を受けます。

### [為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち外国の株式・債券・REITに実質的に投資する投資信託証券および商品に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッ

ジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

#### [代替手法に関するリスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「マクロ戦略」を用いる投資信託証券は、実質的に株価指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引等を積極的に活用しますので、株価変動、債券価格変動、為替変動の影響を受けます。

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「株式市場中立戦略」を用いる投資信託証券は、日本の株式を対象とした、株式市場全体の変動の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指しますが、変動の影響を全く排除できるものではなく、また個別銘柄固有の要因による株価変動の影響を受ける場合もあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

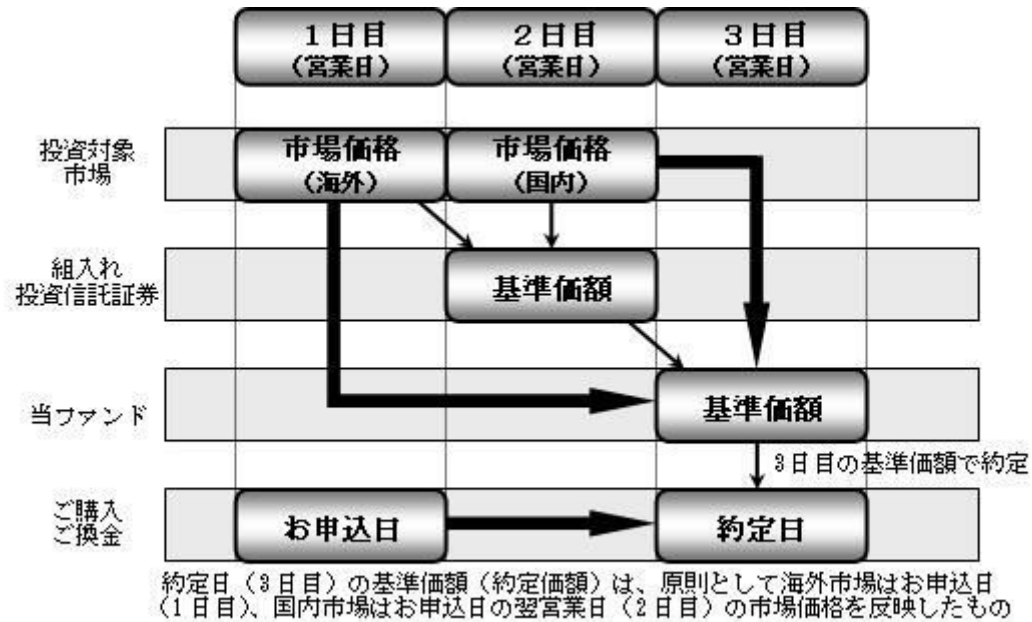
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超過して分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一

一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

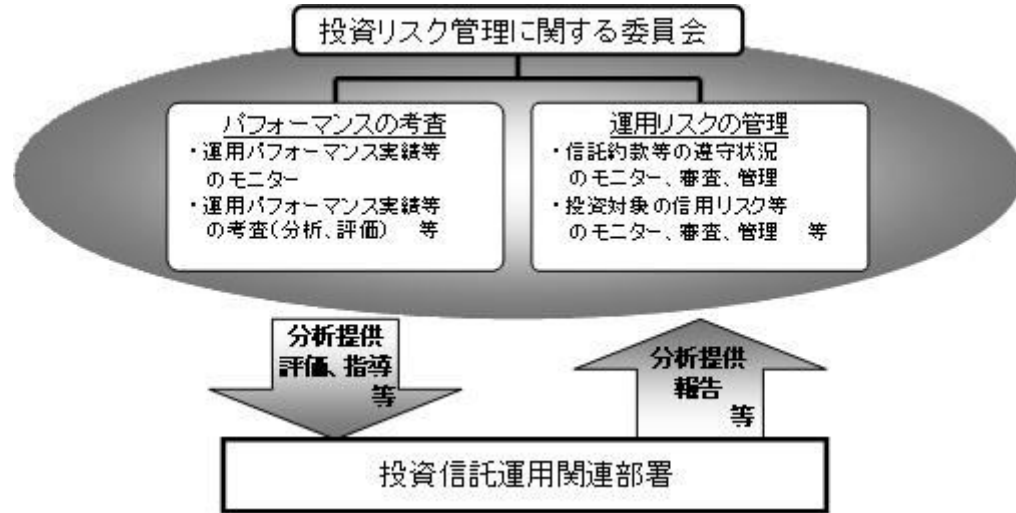
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

## 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。また、消費税率が8%になった場合は、3.24%以内となります。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の120.75（税抜年10,000分の115）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、年10,000分の124.2となります。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 信託財産の純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の62	年10,000分の50	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の63	年10,000分の50	年10,000分の2

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社（NFR&T）が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、信託報酬支払いのときならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
1000億円以下の部分	年0.285%
1000億円超の部分	年0.265%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

## (参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（税抜・年率）
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.865%
ストラテジック・バリュウ・オープンF	0.60%
JPMジャパン50・オープンF	0.81%
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF	0.575%

野村日本小型株ファンドF	0.83%
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.71%
GS 計量日本小型株ファンドF	0.645%
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.90%
野村海外株式ファンドFB	0.85%
ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドFB	0.825%
UBS海外株式ファンドFB	0.93%
ノムラ - アパディーン新興国株ファンドFB	0.98%
ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB	1.10%
JPMエマーシング株式フォーカスFB	0.93%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD	0.90%
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.37%
ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.75%以内
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券 ファンド（カスタムBM型）FD	0.3675%以内 + 成功報酬
ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.65%
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	0.64%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンド FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンド FD	0.75%
野村エマーシング債券ファンドFD	0.75%
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	0.80%
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンドFD	0.94%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD	0.80%
野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB	0.70%
野村世界REITマザーファンド	-
ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF	0.90%+成功報酬
メロン・ダイナミック・ファンドF	1.00%以内
GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	1.22% + 成功報酬
JPM日本株マーケットニュートラルF	0.99%
日本株式アナリストLS・F	0.75%

国内籍投資信託の税込の信託報酬率については「(参考) 指定投資信託証券について」の

「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成25年10月18日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考) 指定投資信託証券について」をご覧ください。



なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(成功報酬を除く)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率(成功報酬を除く)について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.90% ± 0.10%程度

消費税率が8%になった場合は、1.95% ± 0.10%程度となります。

\* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成25年10月18日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、

基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147% (国税 ( 所得税及び復興特別所得税 ) 7.147% および地方税3%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315% (国税15.315% および地方税5%) となる予定です。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金 ( 解約 ) 時および償還時の差益 ( 譲渡益 ) に対する課税 >

換金 ( 解約 ) 時および償還時の差益 ( 譲渡益 ) については、申告分離課税により10.147% ( 国税7.147% および地方税3%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315% ( 国税15.315% および地方税5%) となる予定です。

[ 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について ]

換金 ( 解約 ) 時および償還時の差損 ( 譲渡損失 ) については、確定申告等により上場株式等の配当所得 ( 申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。 ) との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA ( ニーサ ) 」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信

託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金(解約)時および償還時の課税について

##### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

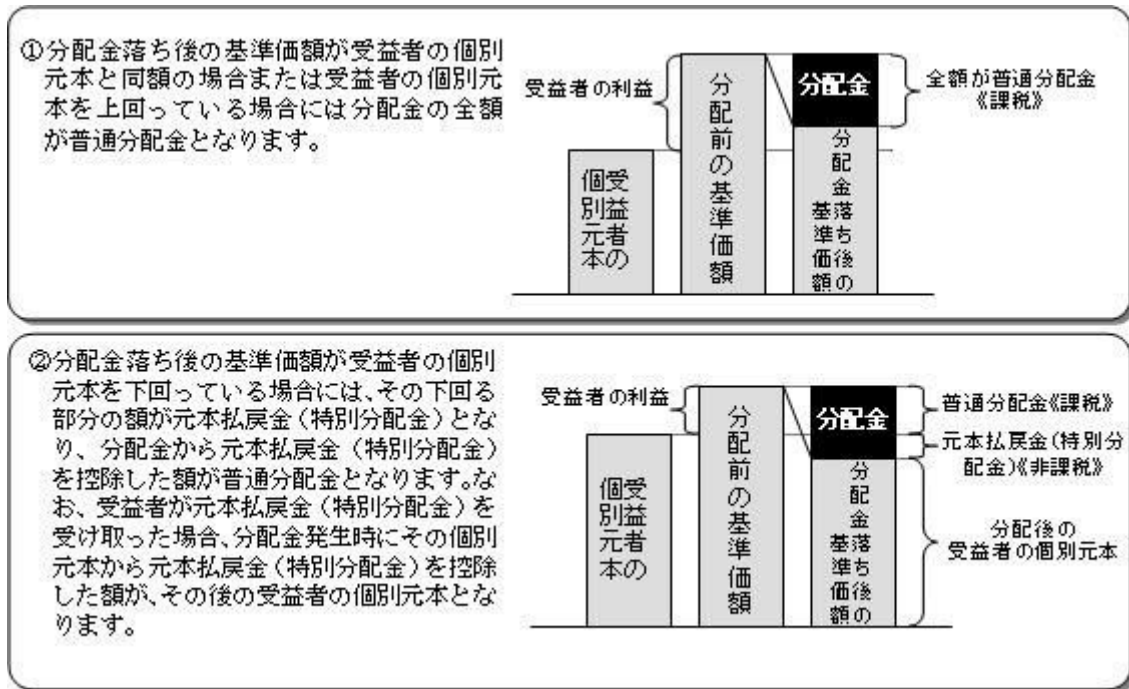
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成25年 8月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

ノムラ・オールインワン・ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	16,003,296,271	68.58
	ルクセンブルグ	78,558,738	0.33
	ケイマン	3,553,259,480	15.22
	小計	19,635,114,489	84.14
親投資信託受益証券	日本	3,409,102,051	14.61
現金・預金・その他資産（負債控除後）		289,322,336	1.25
合計（純資産総額）		23,333,538,876	100.00

## （参考）野村世界REITマザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	312,469,800	6.55
	アメリカ	2,872,019,152	60.23
	カナダ	160,505,743	3.36
	ドイツ	17,614,813	0.36
	フランス	235,553,328	4.94
	オランダ	48,252,885	1.01
	ベルギー	28,048,823	0.58
	イギリス	241,063,600	5.05
	オーストラリア	489,091,181	10.25
	香港	87,763,128	1.84
	シンガポール	116,023,115	2.43
	小計	4,608,405,568	96.65
現金・預金・その他資産（負債控除後）		159,484,519	3.35
合計（純資産総額）		4,767,890,087	100.00

## （参考）ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	639,832,300	10.01
	アメリカ	3,992,376,696	62.48
	カナダ	51,983,840	0.81
	フランス	329,120,018	5.15
	オランダ	30,769,005	0.48
	イギリス	330,563,839	5.17
	オーストラリア	576,952,340	9.03
	香港	86,318,085	1.35
	シンガポール	175,126,406	2.74
		小計	6,213,042,529
現金・預金・その他資産（負債控除後）		175,801,762	2.76
合計（純資産総額）		6,388,844,291	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	投資信託受益証券	野村コモディティ投信（DJ-UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）	365,004	6,510	2,376,176,040	6,457	2,356,830,828	10.10
2	日本	親投資信託受益証券	ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド	2,473,426,295	0.7980	1,973,907,194	0.7202	1,781,361,617	7.63

3	日本	親投資信託 受益証券	野村世界REITマザーファンド	2,053,931,148	0.8706	1,788,315,725	0.7925	1,627,740,434	6.97
4	日本	投資信託受 益証券	グローバル・アセット・モデル・ ファンドF（適格機関投資家専用）	132,359	12,592	1,666,664,528	12,228	1,618,485,852	6.93
5	日本	投資信託受 益証券	メロン・ダイナミック・ファンドF （適格機関投資家専用）	170,990	8,913	1,524,033,870	8,780	1,501,292,200	6.43
6	ケイマン	投資信託受 益証券	GMO グローバル・タクティカル・ ファンドF	103,133	13,145	1,355,683,285	13,378	1,379,713,274	5.91
7	日本	投資信託受 益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタ ムBM型）FD（適格機関投資家専 用）	124,143	11,085	1,376,125,155	10,694	1,327,585,242	5.68
8	日本	投資信託受 益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券 ファンド（カスタムBM型）FD（適 格機関投資家専用）	106,627	11,426	1,218,418,099	10,987	1,171,510,849	5.02
9	日本	投資信託受 益証券	GS 計量日本小型株ファンドF（適 格機関投資家専用）	72,620	12,575	913,205,444	11,784	855,754,080	3.66
10	日本	投資信託受 益証券	日本株式アナリストLS・F（適格機 関投資家専用）	68,705	9,799	673,240,295	9,852	676,881,660	2.90
11	日本	投資信託受 益証券	UBS海外株式ファンドFB（適格機 関投資家専用）	54,284	12,526	679,961,384	12,027	652,873,668	2.79
12	ケイマン	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国ハイ・イー ルド・ボンドFD	51,332	12,215	627,043,529	11,705	600,841,060	2.57
13	日本	投資信託受 益証券	JPMジャパン50・オープンF（適格 機関投資家専用）	51,032	12,717	648,993,942	11,685	596,308,920	2.55
14	日本	投資信託受 益証券	キャピタル・インターナシヨナ ル・ジャパン・エクイティ・ファ ンド F（適格機関投資家専用）	62,559	8,780	549,293,655	8,102	506,853,018	2.17
15	日本	投資信託受 益証券	ストラテジック・バリュー・オー プンF（適格機関投資家専用）	54,823	9,863	540,719,249	9,148	501,520,804	2.14
16	ケイマン	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国債券FD	42,210	11,619	490,449,186	10,844	457,725,240	1.96
17	日本	投資信託受 益証券	JPM日本株マーケットニュートラル F（適格機関投資家専用）	41,660	10,647	443,554,020	10,747	447,720,020	1.91
18	日本	投資信託受 益証券	ノムラ・コロンビア米国ハイ・ イールドボンドファンドFD（適 格機関投資家専用）	36,552	12,650	462,398,138	12,020	439,355,040	1.88
19	日本	投資信託受 益証券	野村エマージング債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	42,134	11,192	471,602,576	10,423	439,162,682	1.88
20	日本	投資信託受 益証券	ノムラ・ジャナス・インテック海 外株式ファンドFB（適格機関投資 家専用）	23,076	19,534	450,766,584	18,685	431,175,060	1.84
21	日本	投資信託受 益証券	野村日本小型株ファンドF（適格機 関投資家専用）	26,003	17,175	446,601,525	16,486	428,685,458	1.83

22	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタムBM型) FD	32,133	12,595	404,716,528	12,286	394,786,038	1.69
23	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)	28,977	12,911	374,122,047	12,500	362,212,500	1.55
24	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD	22,215	13,204	293,337,538	13,107	291,172,005	1.24
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)	18,330	14,951	274,052,669	13,888	254,567,040	1.09
26	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	21,673	12,381	268,351,663	11,439	247,917,447	1.06
27	日本	投資信託受益証券	JPMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用)	20,514	13,195	270,688,062	11,798	242,024,172	1.03
28	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)	25,529	10,096	257,764,823	9,336	238,338,744	1.02
29	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD	18,490	12,812	236,893,880	12,260	226,687,400	0.97
30	日本	投資信託受益証券	インベスコ 日本中小型成長株オープンF(適格機関投資家専用)	21,118	10,160	214,565,396	9,680	204,422,240	0.87

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	84.14
親投資信託受益証券	14.61
合計	98.76

## (参考)野村世界REITマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	28,264	16,167.44	456,956,706	14,394.00	406,832,084	8.53
2	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	19,888	13,756.94	273,598,049	12,226.14	243,153,631	5.09



3	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	23,717	10,830.41	256,865,062	10,071.08	238,855,814	5.00
4	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	42,309	5,765.72	243,942,052	5,124.55	216,814,840	4.54
5	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	203,252	995.35	202,308,506	970.41	197,237,977	4.13
6	アメリカ	投資証券	HCP INC	44,052	4,564.63	201,081,167	4,011.12	176,697,894	3.70
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	11,182	15,974.39	178,625,720	15,030.39	168,069,839	3.52
8	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO-NA	7,231	24,378.22	176,278,967	22,420.81	162,124,920	3.40
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	25,087	7,012.08	175,912,218	6,152.41	154,345,710	3.23
10	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	16,714	8,686.49	145,186,075	8,045.84	134,478,303	2.82
11	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	67,316	1,822.09	122,656,345	1,695.72	114,149,518	2.39
12	アメリカ	投資証券	UDR INC	47,772	2,544.96	121,578,180	2,247.52	107,368,812	2.25
13	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	10,596	10,382.73	110,015,408	9,738.62	103,190,456	2.16
14	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	96	1,139,155	109,358,906	1,070,000	102,720,000	2.15
15	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	1,068,226	93.30	99,673,467	89.13	95,218,781	1.99
16	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	277,772	331.00	91,945,309	312.63	86,842,416	1.82
17	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	11,534	7,766.36	89,577,240	6,747.49	77,825,619	1.63
18	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	512,514	143.86	73,730,620	144.90	74,264,816	1.55
19	香港	投資証券	LINK REIT	157,208	479.93	75,450,093	448.87	70,566,269	1.48
20	アメリカ	投資証券	LASALLE HOTEL PROPERTIES	25,269	2,647.85	66,908,552	2,627.19	66,386,606	1.39
21	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	61	1,100,084	67,105,170	1,046,000	63,806,000	1.33
22	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	10,262	6,842.20	70,214,739	6,114.05	62,742,459	1.31
23	アメリカ	投資証券	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	31,845	2,322.66	73,965,301	1,915.06	60,985,379	1.27
24	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	67	832,778	55,796,147	864,000	57,888,000	1.21
25	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	67,280	940.89	63,303,210	855.97	57,589,917	1.20
26	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	6,536	9,337.31	61,028,690	8,614.36	56,303,515	1.18
27	アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	29,216	2,104.90	61,496,875	1,885.56	55,088,556	1.15
28	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	14,391	3,969.80	57,129,530	3,495.71	50,306,826	1.05
29	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	36,454	1,476.97	53,841,625	1,354.91	49,391,904	1.03
30	カナダ	投資証券	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	12,770	4,149.56	52,989,954	3,818.83	48,766,497	1.02

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	96.65
合 計	96.65

## (参考) ノムラ C B R E グローバルリート マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	29,874	14,902.13	445,186,415	14,394.00	430,006,428	6.73
2	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	138,900	1,473.43	204,659,816	1,695.72	235,536,397	3.68
3	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO-NA	10,210	22,144.63	226,096,731	22,420.81	228,916,531	3.58
4	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	58,597	3,351.12	196,365,884	3,495.71	204,838,377	3.20
5	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	20,000	10,102.55	202,051,112	10,071.08	201,421,608	3.15
6	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	35,200	5,407.83	190,355,714	5,124.55	180,384,371	2.82
7	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	27,119	6,002.91	162,792,938	6,027.50	163,459,794	2.55
8	アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	84,486	1,889.49	159,635,926	1,885.56	159,303,524	2.49
9	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	604,821	262.58	158,817,334	257.31	155,628,064	2.43
10	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	10,300	14,643.83	150,831,519	15,030.39	154,813,033	2.42
11	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	156,221	915.08	142,955,400	970.41	151,598,577	2.37
12	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	18,025	7,809.78	140,771,356	8,045.84	145,026,410	2.26
13	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	68,000	1,921.95	130,692,899	1,987.85	135,174,181	2.11
14	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	15,600	7,322.17	114,225,958	8,614.36	134,384,153	2.10
15	アメリカ	投資証券	UDR INC	58,300	2,259.32	131,718,893	2,247.52	131,030,766	2.05
16	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,224	12,971.00	132,615,541	12,226.14	125,000,137	1.95
17	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	80,148	1,184.02	94,896,899	1,354.91	108,593,359	1.69
18	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	17,600	6,365.08	112,025,488	6,152.41	108,282,557	1.69
19	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	70,300	1,397.69	98,258,001	1,451.79	102,061,090	1.59

20	アメリカ	投資証券	HCP INC	25,100	4,456.69	111,862,959	4,011.12	100,679,132	1.57
21	アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	20,500	4,274.72	87,631,875	4,849.14	99,407,534	1.55
22	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	95	806,000	76,570,000	1,046,000	99,370,000	1.55
23	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	28,900	3,590.14	103,755,046	3,413.09	98,638,359	1.54
24	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	747	98,643	73,686,606	126,800	94,719,600	1.48
25	アメリカ	投資証券	POST PROPERTIES INC	19,700	4,685.87	92,311,647	4,483.24	88,320,001	1.38
26	アメリカ	投資証券	BIOMED REALTY TRUST INC	47,900	2,119.65	101,531,618	1,820.64	87,208,828	1.36
27	香港	投資証券	LINK REIT	192,300	527.48	101,435,942	448.87	86,318,085	1.35
28	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	13,700	6,374.71	87,333,549	6,153.40	84,301,602	1.31
29	アメリカ	投資証券	MACERICH CO /THE	14,980	5,505.20	82,468,033	5,564.22	83,352,093	1.30
30	アメリカ	投資証券	DOUGLAS EMMETT INC	36,000	2,243.57	80,768,755	2,290.80	82,468,958	1.29

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.24
合計	97.24

## 【投資不動産物件】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

該当事項はありません。

## (参考)野村世界REITマザーファンド

該当事項はありません。

## (参考)ノムラCBREグローバルリートマザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村世界REITマザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

平成25年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	（2007年 1月22日）	269,808	270,755	1.0623	1.0660
第2計算期間	（2007年 7月20日）	272,018	274,376	1.0929	1.1024
第3計算期間	（2008年 1月21日）	165,869	165,869	0.9249	0.9249
第4計算期間	（2008年 7月22日）	127,545	127,545	0.9291	0.9291
第5計算期間	（2009年 1月20日）	69,714	69,714	0.6142	0.6142

第6計算期間	(2009年 7月21日)	60,667	60,667	0.6900	0.6900
第7計算期間	(2010年 1月20日)	54,263	54,263	0.7684	0.7684
第8計算期間	(2010年 7月20日)	42,953	42,953	0.7325	0.7325
第9計算期間	(2011年 1月20日)	37,299	37,299	0.7826	0.7826
第10計算期間	(2011年 7月20日)	31,809	31,809	0.7720	0.7720
第11計算期間	(2012年 1月20日)	25,760	25,760	0.7230	0.7230
第12計算期間	(2012年 7月20日)	23,914	23,914	0.7582	0.7582
第13計算期間	(2013年 1月21日)	24,915	24,915	0.8781	0.8781
第14計算期間	(2013年 7月22日)	24,794	24,794	0.9870	0.9870
	2012年 8月末日	23,333		0.7647	
	9月末日	23,015		0.7635	
	10月末日	22,850		0.7732	
	11月末日	23,178		0.7954	
	12月末日	23,935		0.8377	
	2013年 1月末日	25,157		0.8915	
	2月末日	24,702		0.8939	
	3月末日	25,117		0.9279	
	4月末日	26,027		0.9826	
	5月末日	25,402		0.9862	
	6月末日	23,838		0.9356	
	7月末日	23,981		0.9595	
	8月末日	23,333		0.9428	

## 【分配の推移】

ノムラ・オールインワン・ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第1計算期間	2006年 7月27日～2007年 1月22日	0.0040円
第2計算期間	2007年 1月23日～2007年 7月20日	0.0100円
第3計算期間	2007年 7月21日～2008年 1月21日	0.0000円
第4計算期間	2008年 1月22日～2008年 7月22日	0.0000円
第5計算期間	2008年 7月23日～2009年 1月20日	0.0000円
第6計算期間	2009年 1月21日～2009年 7月21日	0.0000円
第7計算期間	2009年 7月22日～2010年 1月20日	0.0000円
第8計算期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	0.0000円
第9計算期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	0.0000円
第10計算期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	0.0000円
第11計算期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.0000円
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0000円
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0000円
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0000円

## 【収益率の推移】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2006年 7月27日～2007年 1月22日	6.6%
第2計算期間	2007年 1月23日～2007年 7月20日	3.8%
第3計算期間	2007年 7月21日～2008年 1月21日	15.4%
第4計算期間	2008年 1月22日～2008年 7月22日	0.5%
第5計算期間	2008年 7月23日～2009年 1月20日	33.9%
第6計算期間	2009年 1月21日～2009年 7月21日	12.3%
第7計算期間	2009年 7月22日～2010年 1月20日	11.4%
第8計算期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	4.7%

第9計算期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	6.8%
第10計算期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	1.4%
第11計算期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	6.3%
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	4.9%
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	15.8%
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	12.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### ノムラ・オールインワン・ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2006年 7月27日～2007年 1月22日	257,882,337,064	3,891,513,415	253,990,823,649
第2計算期間	2007年 1月23日～2007年 7月20日	48,054,372,380	53,157,127,321	248,888,068,708
第3計算期間	2007年 7月21日～2008年 1月21日	11,402,974,736	80,945,417,633	179,345,625,811
第4計算期間	2008年 1月22日～2008年 7月22日	656,550,287	42,727,045,477	137,275,130,621
第5計算期間	2008年 7月23日～2009年 1月20日	230,932,536	24,009,189,833	113,496,873,324
第6計算期間	2009年 1月21日～2009年 7月21日	85,151,323	25,654,157,123	87,927,867,524
第7計算期間	2009年 7月22日～2010年 1月20日	122,235,578	17,427,420,774	70,622,682,328
第8計算期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	61,779,617	12,045,258,507	58,639,203,438
第9計算期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	39,408,222	11,018,078,890	47,660,532,770
第10計算期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	78,171,464	6,532,727,637	41,205,976,597
第11計算期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	33,594,489	5,608,962,599	35,630,608,487
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	24,385,100	4,112,303,680	31,542,689,907
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	20,755,353	3,188,990,901	28,374,454,359

第14計算期間	2013年 1月22日 ~ 2013年 7月22日	35,767,308	3,288,497,656	25,121,724,011
---------	---------------------------	------------	---------------	----------------

本邦以外における設定及び解約の実績はありません。

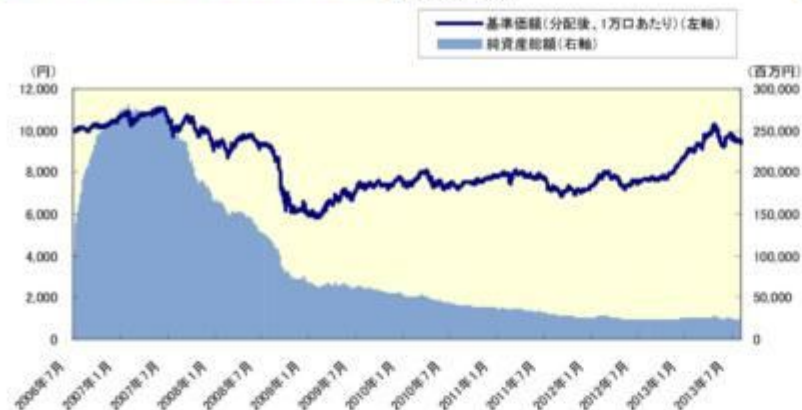
#### 参考情報



## 運用実績 (2013年8月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



### 分配の推移

(1万円あたり、課税前)

2013年7月	0 円
2013年1月	0 円
2012年7月	0 円
2012年1月	0 円
2011年7月	0 円
設定来累計	140 円

### 主要な資産の状況

#### 銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率(%)
1	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)	10.1
2	ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド	7.6
3	野村世界REITマザーファンド	7.0
4	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	6.9
5	メロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	6.4
6	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	5.9
7	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)	5.7
8	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)	5.0
9	GS 計量日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)	3.7
10	日本株式アナリストLS・F(適格機関投資家専用)	2.9

### 年間収益率の推移

(暦年ベース)



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が

あるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得の申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

#### < 申込手数料 >

( )取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。また、消費税率が8%になった場合は、3.24%以内となります。

( )収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約

請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所

要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されま

す。  
一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証

券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

無期限とします(平成18年7月27日設定)。

### （４）【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

### （５）【その他】

#### (a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b)信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### (d)信託約款の変更

- ( )委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述

べき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

#### (g)関係法人との契約の更新に関する手續

- ( ) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ( ) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。



## 収益分配金に対する請求権

### 収益分配金の支払い開始日

#### < 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### < 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### 収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

## 償還金に対する請求権

### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

## 換金(解約)請求権

### 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく

投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成25年1月22日から平成25年7月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【ノムラ・オールインワン・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (平成25年 1月21日現在)	第14期 (平成25年 7月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	456,315,182	470,653,620
投資信託受益証券	20,718,591,241	20,840,557,622
親投資信託受益証券	3,902,069,727	3,649,677,968
未収入金	5,762,340	205,588,032
未収配当金	15,086,600	-
未収利息	1,116	1,013
流動資産合計	25,097,826,206	25,166,478,255
資産合計	25,097,826,206	25,166,478,255
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	4,936,029	4,496,760
未払解約金	34,403,998	214,913,078
未払受託者報酬	3,725,539	3,969,723
未払委託者報酬	139,086,705	148,202,952
その他未払費用	372,490	396,911
流動負債合計	182,524,761	371,979,424
負債合計	182,524,761	371,979,424
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	28,374,454,359	25,121,724,011
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,459,152,914	327,225,180
(分配準備積立金)	3,884,314,672	3,617,315,639
元本等合計	24,915,301,445	24,794,498,831
純資産合計	24,915,301,445	24,794,498,831
負債純資産合計	25,097,826,206	25,166,478,255

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第13期		第14期	
	自	平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	自	平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		176,370,815		128,231,494
受取利息		193,557		178,680
有価証券売買等損益		3,433,135,436		3,001,176,086
その他収益		-		880,424
営業収益合計		3,609,699,808		3,130,466,684
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		3,725,539		3,969,723
委託者報酬		139,086,705		148,202,952
その他費用		372,490		396,911
営業費用合計		143,184,734		152,569,586
営業利益		3,466,515,074		2,977,897,098
経常利益		3,466,515,074		2,977,897,098
当期純利益		3,466,515,074		2,977,897,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		69,204,678		249,153,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		7,628,271,369		3,459,152,914
剰余金増加額又は欠損金減少額		776,189,456		405,498,265
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		776,189,456		405,498,265
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,381,397		2,313,825
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,381,397		2,313,825
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,459,152,914		327,225,180

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年 1月22日から平成25年7月22日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第13期 平成25年 1月21日現在	第14期 平成25年 7月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 28,374,454,359口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 25,121,724,011口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,459,152,914円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 327,225,180円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8781円 (10,000口当たり純資産額) (8,781円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9870円 (10,000口当たり純資産額) (9,870円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	第14期 自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日
1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 33,807,415円	1.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 35,915,604円

当ファンドの投資対象である野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

野村世界REITマザーファンド

支払金額 10,508,119円

ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

支払金額 16,444,703円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	229,716,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	432,355,264円
分配準備積立金額	D	3,654,598,533円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,316,669,936円
当ファンドの期末残存口数	F	28,374,454,359口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,521円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

当ファンドの投資対象である野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

野村世界REITマザーファンド

支払金額 11,319,923円

ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

支払金額 17,506,641円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	178,177,961円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	387,446,625円
分配準備積立金額	D	3,439,137,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,004,762,264円
当ファンドの期末残存口数	F	25,121,724,011口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,594円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第13期 自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	第14期 自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p><b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p><b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p><b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	同左
--	----

## (2)金融商品の時価等に関する事項

<p>第13期 平成25年 1月21日現在</p>	<p>第14期 平成25年 7月22日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 <b>投資信託受益証券</b> （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 <b>親投資信託受益証券</b> （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 <b>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</b> これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

<p>第13期 自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日</p>	<p>第14期 自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動



第13期 自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日		第14期 自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日	
期首元本額	31,542,689,907円	期首元本額	28,374,454,359円
期中追加設定元本額	20,755,353円	期中追加設定元本額	35,767,308円
期中一部解約元本額	3,188,990,901円	期中一部解約元本額	3,288,497,656円

## 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第13期 自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	第14期 自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,576,937,570	2,061,541,099
親投資信託受益証券	695,590,672	500,256,460
合計	3,272,528,242	2,561,797,559

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### （４）【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(平成25年 7月22日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(平成25年 7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		260,394,160	
		野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)		474,476,550	

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）		214,244,454	
JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）		641,671,782	
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）		254,686,293	
UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		720,720,988	
JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）		274,132,040	
ノムラ - アパディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）		155,796,990	
野村コモディティ投信（DJ-UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）		2,407,736,520	
グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）		1,741,511,376	
インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）		199,095,783	
東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）		122,627,385	
JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）		443,554,020	
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		149,621,251	
メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）		1,674,636,831	
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）		546,310,656	
野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		465,458,976	
ストラテジック・バリュウ・オープンF（適格機関投資家専用）		569,775,647	
GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）		924,172,512	
野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		410,660,177	
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）		1,386,423,120	
ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）		1,246,721,036	

		ノムラ - ジャナス・インテック海外 株式ファンドFB（適格機関投資家専 用）		486,337,998	
		日本株式アナリストLS・F（適格機関 投資家専用）		673,240,295	
		ノムラ - アカディアン新興国株ファ ンドFB（適格機関投資家専用）		271,253,249	
		ノムラ - コロンビア米国ハイ・イー ルド ボンド ファンドFD（適格機関 投資家専用）		458,505,454	
		GMO グローバル・タクティカル・ ファンドF		1,355,683,285	
		ウエリントン・マネージメント・ ポートフォリオ（ケイマン） - 海 外債券ファンド（カスタムBM型） FD		374,056,800	
		MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD		84,873,705	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 米国ハイ・イールド・ ボンドFD		624,984,192	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国債券FD		476,583,270	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国現地通貨建債券 FD		212,673,600	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 新興国株式FD		240,045,632	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 欧州ハイ・イールド・ ボンドFD		297,891,595	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：84.1%		20,840,557,622 85.1%	
	合計			20,840,557,622	
親投資信託受益 証券	日本円	野村世界REITマザーファンド		1,658,706,222	
		ノムラ CBRE グローバルリー ト マザーファンド		1,990,971,746	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：14.7%		3,649,677,968 14.9%	
	合計			3,649,677,968	
合計				24,490,235,590	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「野村世界REITマザーファンド」および「ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 野村世界REITマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）	
（平成25年 7月22日現在）	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	30,880,935
コール・ローン	31,871,332
投資証券	5,020,091,805
未収入金	7,557,679
未収配当金	10,019,663
未収利息	68
流動資産合計	5,100,421,482
資産合計	
5,100,421,482	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	9,754,472
未払解約金	13,300,000
流動負債合計	23,054,472
負債合計	
23,054,472	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	5,788,362,295
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	710,995,285
元本等合計	5,077,367,010
純資産合計	5,077,367,010
負債純資産合計	5,100,421,482

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
-------------------	---

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

平成25年 7月22日現在	
1. 元本の欠損	710,995,285円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8772円
(10,000口当たり純資産額)	(8,772円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 7月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### （その他の注記）

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成25年 7月22日現在	
期首	平成25年 1月22日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,462,675,875円
同期中における追加設定元本額	444,164,060円
同期中における一部解約元本額	1,118,477,640円
期末元本額	5,788,362,295円
期末元本額の内訳*	
野村ファンドラップ世界REIT Aコース	484,046,031円
野村ファンドラップ世界REIT Bコース	3,413,406,298円
ノムラ・オールインワン・ファンド	1,890,909,966円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(平成25年 7月22日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(平成25年 7月22日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	G L P 投資法人 投資証券	446	42,682,200	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	62	51,522,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	135	13,486,500	
		日本ビルファンド投資法人 投資証券	81	92,583,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	52	57,200,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	29	16,327,000	
		森トラスト総合リート投資法人 投資証券	15	12,990,000	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：5.6%	820	286,790,700 5.7%	
	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,585	671,716.80	
		AMERICAN TOWER CORP	3,623	272,195.99	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	19,813	2,780,952.68	
		BIOMED REALTY TRUST INC	23,071	490,950.88	
		BOSTON PROPERTIES	24,305	2,676,223.55	
		CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	30,906	736,799.04	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	10,173	289,320.12	
		DDR CORP	17,783	314,936.93	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	48,612	485,633.88	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,995	257,278.00	
		DOUGRAS EMMETT INC	13,806	363,511.98	
		DUKE REALTY CORP	22,358	382,768.96	
EQUITY ONE INC		10,704	256,039.68		
EQUITY RESIDENTIAL	42,169	2,477,007.06			
EXTRA SPACE STORAGE INC	8,302	368,691.82			
FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,012	1,163,417.80			
GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	29,821	638,169.40			
HCP INC	43,826	2,037,470.74			

	HOME PROPERTIES INC	3,938	261,010.64	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	68,270	1,266,408.50	
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	27,696	745,576.32	
	PROLOGIS INC	14,391	580,820.76	
	PUBLIC STORAGE	11,265	1,831,013.10	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	4,973	69,820.92	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	28,317	4,671,172.32	
	SL GREEN REALTY CORP	6,536	620,462.48	
	TAUBMAN CENTERS INC	11,126	886,853.46	
	TERRENO REALTY CORP	6,551	125,386.14	
	UDR INC	46,634	1,210,152.30	
	VENTAS INC	24,980	1,784,571.20	
	VORNADO REALTY TRUST	16,981	1,501,290.21	
	WASHINGTON REAL ESTATE INV	3,620	102,337.40	
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	10,760	351,314.00	
小計	銘柄数：33	659,902	32,671,275.06	
			(3,266,474,080)	
	組入時価比率：64.3%		65.2%	
カナダドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	2,590	156,177.00	
	BROOKFIELD CANADA OFFICE PROPERTIES	2,740	73,486.80	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	5,520	144,016.80	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	4,775	106,530.25	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	12,428	553,170.28	
	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT	11,799	374,854.23	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	16,749	420,567.39	
小計	銘柄数：7	56,601	1,828,802.75	
			(176,552,617)	
	組入時価比率：3.5%		3.5%	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	6,984	60,411.60	
	BEFIMMO S.C.A.	290	15,007.50	
	COFINIMMO	769	67,195.22	
	CORIO NV	8,502	275,847.39	
	GECINA SA	2,245	206,764.50	
	HAMBORNER REIT AG	8,474	60,165.40	
	ICADE	2,103	145,170.09	



小計	KLEPIERRE	3,237	106,497.30
	SILIC	664	56,679.04
	UNIBAIL RODAMCO-NA	6,094	1,144,148.50
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	783	40,402.80
	WERELDHAVE NV	2,993	161,532.21
	銘柄数：12	43,138	2,339,821.55 (307,897,117)
	組入時価比率：6.1%		6.1%
英ポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	12,781	53,680.20
	BRITISHLAND	67,802	419,016.36
	DERWENT LONDON PLC	7,621	189,686.69
	HAMMERSON PLC	56,144	303,739.04
	INTU PROPERTIES PLC	25,115	82,904.61
	LAND SECURITIES GROUP PLC	39,933	386,751.10
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	61,830	69,929.73
	SEGRO PLC	72,170	220,551.52
	SHAFTESBURY PLC	24,895	159,950.37
小計	銘柄数：9	368,291	1,886,209.62 (288,458,037)
	組入時価比率：5.7%		5.7%
豪ドル	DEXUS PROPERTY GROUP	949,371	1,011,080.11
	GPT GROUP	245,518	928,058.04
	INVESTA OFFICE FUND	122,567	365,249.66
	MIRVAC GROUP	469,591	767,781.28
	WESTFIELD GROUP	181,914	2,062,904.76
	小計	銘柄数：5	1,968,961
	組入時価比率：9.3%		9.4%
香港ドル	CHAMPION REIT	196,000	676,200.00
	FORTUNE REAL ESTATE INVESTME	107,347	772,898.40
	LINK REIT	157,208	5,950,322.80
	小計	銘柄数：3	460,555
	組入時価比率：1.9%		1.9%
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	129,790	302,410.70

		CAPITACOMMERCIAL TRUST	242,000	350,900.00	
		CAPITAMALL TRUST	196,694	397,321.88	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	105,000	97,125.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	119,266	162,201.76	
		SUNTEC REIT	178,504	273,111.12	
	小計	銘柄数：6	971,254	1,583,070.46	
				(125,395,011)	
		組入時価比率：2.5%		2.5%	
	合計			5,020,091,805	
				(4,733,301,105)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年 7月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	61,361,279
コール・ローン	42,887,757
投資証券	7,146,205,142
未収入金	58,707,867
未収配当金	20,134,805
未収利息	92
流動資産合計	7,329,296,942
資産合計	7,329,296,942
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,000
未払金	22,883,001
未払解約金	54,691,425
流動負債合計	77,580,426
負債合計	77,580,426
純資産の部	
元本等	
元本	9,056,417,795
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,804,701,279
元本等合計	7,251,716,516

(平成25年 7月22日現在)

純資産合計	7,251,716,516
負債純資産合計	7,329,296,942

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年 7月22日現在	
1. 元本の欠損	1,804,701,279円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8007円
(10,000口当たり純資産額)	(8,007円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 7月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成25年 7月22日現在	
期首	平成25年 1月22日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,437,186,852円
同期中における追加設定元本額	57,130,520円
同期中における一部解約元本額	2,437,899,577円
期末元本額	9,056,417,795円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・オールインワン・ファンド	2,486,538,961円
ノムラ・グローバル・オールスターズ	6,569,878,834円

\* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(平成25年 7月22日現在)

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券(平成25年 7月22日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	98	65,856,000	
		アクティピア・プロパティーズ投資法人 投資証券	103	77,559,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	66	54,846,000	
		日本ビルファンド投資法人 投資証券	59	67,437,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	95	104,500,000	
		日本リテールファンド投資法人 投資証券	432	87,825,600	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	747	96,811,200	
		フロンティア不動産投資法人 投資証券	45	39,195,000	
		ケネディクス不動産投資法人 投資証券	183	74,572,500	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	251	9,500,350	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：9.4%	2,079	678,102,650 9.5%	
	米ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,924	1,252,572.64	
		BIOMED REALTY TRUST INC	47,900	1,019,312.00	
		BOSTON PROPERTIES	18,300	2,015,013.00	
BRANDYWINE REALTY TRUST		41,700	592,974.00		
BRE PROPERTIES INC		19,700	1,029,325.00		

	CAMDEN PROPERTY TRUST	13,700	1,003,251.00	
	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	16,100	383,824.00	
	DOUGRAS EMMETT INC	28,100	739,873.00	
	DUKE REALTY CORP	70,300	1,203,536.00	
	EPR PROPERTIES	8,600	445,050.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	30,700	1,803,318.00	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	84,486	1,808,000.40	
	HCP INC	33,900	1,576,011.00	
	HEALTH CARE REIT INC	26,519	1,797,192.63	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	30,420	807,346.80	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	141,900	2,632,245.00	
	KILROY REALTY CORP	20,500	1,135,495.00	
	KIMCO REALTY CORP	69,200	1,589,524.00	
	LEXINGTON REALTY TRUST	48,400	620,488.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	26,700	1,051,446.00	
	MACERICH CO /THE	14,980	978,943.00	
	POST PROPERTIES INC	24,500	1,212,015.00	
	PROLOGIS INC	60,197	2,429,550.92	
	PUBLIC STORAGE	11,100	1,804,194.00	
	RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	23,900	379,293.00	
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	30,400	823,536.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	28,374	4,680,575.04	
	SL GREEN REALTY CORP	13,800	1,310,034.00	
	STRATEGIC HOTELS & RESORTS INC	71,200	645,072.00	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	59,800	785,174.00	
	TANGERFACTORYOUTLETCENTER	20,200	716,696.00	
	TAUBMAN CENTERS INC	14,900	1,187,679.00	
	UDR INC	58,300	1,512,885.00	
	VENTAS INC	17,600	1,257,344.00	
	VORNADO REALTY TRUST	18,025	1,593,590.25	
小計	銘柄数：35	1,253,325	45,822,378.68	
			(4,581,321,420)	
	組入時価比率：63.2%		64.0%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	4,750	155,135.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,600	458,280.00	

小計	銘柄数：2  組入時価比率：0.8%	12,350	613,415.00  (59,219,084)  0.8%
ユーロ	CORIO NV	8,866	287,657.37
	FONCIERE DES REGIONS	2,534	155,106.14
	ICADE	3,200	220,896.00
	KLEPIERRE	14,990	493,171.00
	UNIBAIL RODAMCO-NA	9,090	1,706,647.50
小計	銘柄数：5  組入時価比率：5.2%	38,680	2,863,478.01  (376,805,071)  5.3%
英ポンド	BRITISHLAND	53,916	333,200.88
	DERWENT LONDON PLC	15,200	378,328.00
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	65,000	382,525.00
	HAMMERSON PLC	87,979	475,966.39
	LAND SECURITIES GROUP PLC	86,348	836,280.38
	SEGR0 PLC	35,044	107,094.46
小計	銘柄数：6  組入時価比率：5.3%	343,487	2,513,395.11  (384,373,514)  5.4%
豪ドル	DEXUS PROPERTY GROUP	785,218	836,257.17
	FEDERATION CENTRES	215,800	494,182.00
	GOODMAN GROUP	170,956	813,750.56
	GPT GROUP	59,242	223,934.76
	INVESTA OFFICE FUND	134,025	399,394.50
	MIRVAC GROUP	423,500	692,422.50
	STOCKLAND TRUST GROUP	87,765	306,299.85
	WESTFIELD GROUP	261,221	2,962,246.14
	WESTFIELD RETAIL TRUST	365,621	1,148,049.94
小計	銘柄数：9  組入時価比率：10.0%	2,503,348	7,876,537.42  (725,744,157)  10.2%
香港ドル	LINK REIT	244,300	9,246,755.00
小計	銘柄数：1  組入時価比率：1.6%	244,300	9,246,755.00  (119,190,671)  1.7%

シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	152,000	354,160.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	491,596	712,814.20	
	CAPITAMALL TRUST	540,134	1,091,070.68	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	527,000	637,670.00	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：3.1%	1,710,730	2,795,714.88 (221,448,575) 3.1%
合計			7,146,205,142 (6,468,102,492)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成25年 7月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	29,985,000	-	29,991,000	6,000
米ドル	29,985,000	-	29,991,000	6,000
合計	29,985,000	-	29,991,000	6,000

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## ノムラ・オールインワン・ファンド

平成25年 8月30日現在

資産総額	23,470,854,233円
負債総額	137,315,357円
純資産総額（ - ）	23,333,538,876円
発行済口数	24,748,683,714口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9428円

## （参考）野村世界REITマザーファンド

平成25年 8月30日現在

資産総額	4,797,346,982円
負債総額	29,456,895円
純資産総額（ - ）	4,767,890,087円
発行済口数	6,016,085,728口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7925円

## （参考）ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド

平成25年 8月30日現在

資産総額	6,388,844,291円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	6,388,844,291円
発行済口数	8,871,005,390口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7202円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成25年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

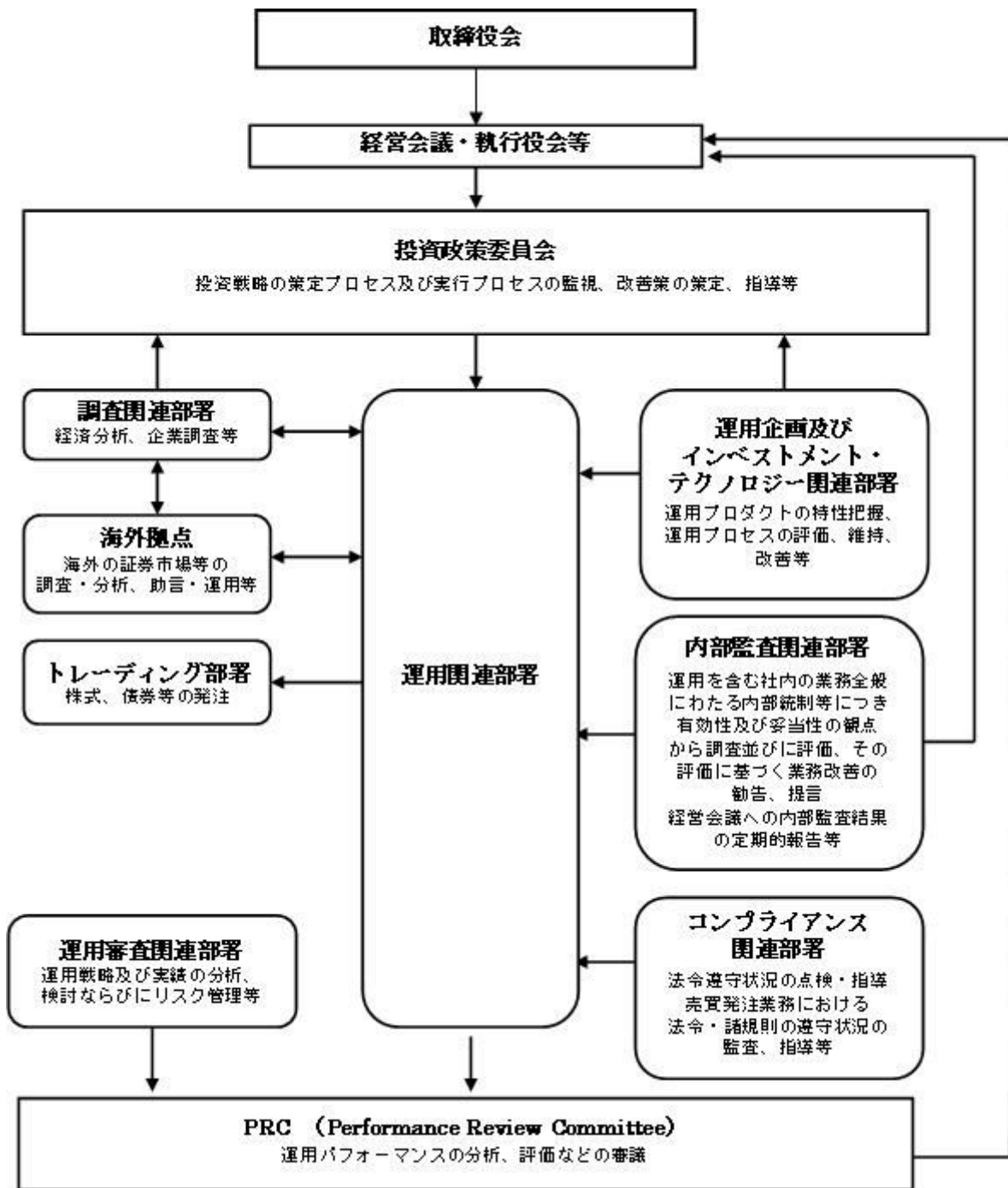
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	768	12,145,385

単位型株式投資信託	41	268,702
追加型公社債投資信託	18	5,934,824
単位型公社債投資信託	8	93,782
合計	835	18,442,694

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			240		333
金銭の信託			50,326		51,061
有価証券			1,800		4,500
短期貸付金			153		-
前払費用			37		29
未収入金			217		271
未収委託者報酬			8,149		8,651
未収収益			4,200		4,224
繰延税金資産			1,402		1,504
その他			14		12
貸倒引当金			6		6
流動資産計			66,535		70,582
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	516		485	
器具備品	2	1,161		985	
無形固定資産					
ソフトウェア		9,753		8,457	

電話加入権		1		1
その他		0		0
投資その他の資産			21,505	21,443
投資有価証券		6,691		9,061
関係会社株式		14,429		12,092
従業員長期貸付金		29		29
長期差入保証金		57		55
長期前払費用		23		19
その他		273		184
貸倒引当金		0		0
固定資産計			32,937	31,373
資産合計			99,472	101,956

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
短期借入金			-		3,000
関係会社短期借入金			8,500		2,000
預り金			93		102
未払金	1		6,276		6,481
未払収益分配金		4		3	
未払償還金		50		42	
未払手数料		3,610		3,764	
その他未払金		2,610		2,671	
未払費用	1		6,760		6,979
未払法人税等			856		763
前受収益			6		-
賞与引当金			2,816		3,109
流動負債計			25,310		22,436
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			2,437		813
時効後支払損引当金			489		495
繰延税金負債			7		1,640
固定負債計			2,934		2,948
<b>負債合計</b>			28,244		25,385
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			68,521		71,942
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			11,729		11,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,926		42,347	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,320		17,740	
評価・換算差額等			2,705		4,628
その他有価証券評価差額金			2,693		4,659
繰延ヘッジ損益			12		30

純資産合計		71,227	76,570
負債・純資産合計		99,472	101,956

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		78,412	74,067
運用受託報酬		17,784	17,516
その他営業収益		129	163
営業収益計		96,325	91,747
営業費用			
支払手数料		40,671	37,925
広告宣伝費		952	768
公告費		0	0
受益証券発行費		5	5
調査費		19,308	16,591
調査費		1,108	1,138
委託調査費		18,200	15,453
委託計算費		931	903
営業雑経費		2,523	2,616
通信費		213	199
印刷費		1,085	1,057
協会費		76	76
諸経費		1,147	1,282
営業費用計		64,393	58,810
一般管理費			
給料		9,635	10,039
役員報酬	2	252	229
給料・手当		6,602	6,696
賞与		2,780	3,114
交際費		140	122
旅費交通費		473	446
租税公課		224	289
不動産賃借料		1,309	1,242
退職給付費用		1,039	1,067
固定資産減価償却費		4,354	4,106
諸経費		6,204	6,273
一般管理費計		23,381	23,589
営業利益		8,550	9,347

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益					
受取配当金	1	4,116		3,002	
収益分配金		9		0	
受取利息		3		2	
金銭の信託運用益		377		1,016	
為替差益		55		43	
その他		360		331	
営業外収益計			4,924		4,396
営業外費用					
支払利息	1	54		56	
時効後支払損引当金繰入額		38		9	
その他		11		78	
営業外費用計			104		145
経常利益			13,370		13,598
特別利益					
投資有価証券等売却益		36		59	
株式報酬受入益		177		160	
固定資産売却益		-		10	
特別利益計			214		230
特別損失					
投資有価証券売却損		136		60	
投資有価証券等評価損		1		9	
関係会社株式評価損		-		2,916	
固定資産除却損	3	82		118	
特別損失計			221		3,105
税引前当期純利益			13,363		10,723
法人税、住民税及び事業税			3,625		3,765
法人税等調整額			1,228		446
当期純利益			8,509		6,510

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		17,180		17,180
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		17,180		17,180
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		11,729		11,729
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		11,729		11,729



資本剰余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,077	14,320
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	14,320	17,740
利益剰余金合計		
当期首残高	39,369	39,611
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	39,611	43,032
株主資本合計		
当期首残高	68,279	68,521
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	68,521	71,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,694	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	1,965
当期変動額合計	0	1,965
当期末残高	2,693	4,659
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	69	12
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	43

当期変動額合計	82	43
当期末残高	12	30
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,624	2,705
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	81	1,922
当期末残高	2,705	4,628
純資産合計		
当期首残高	70,903	71,227
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	324	5,342
当期末残高	71,227	76,570

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 其他有価証券</p> <p>時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>								

	<p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6．リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
7．ヘッジ会計	<p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8．消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p>
9．連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p>

## [会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## [注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,320百万円 未払費用 1,267	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,368百万円 未払費用 1,584
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 477百万円 器具備品 2,303 合計 2,780	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 518百万円 器具備品 2,524 合計 3,043

## 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53 合計 82	3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年7月19日

効力発生日 平成23年7月20日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	600円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月1日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
1株当たり配当額	600円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

## リース取引関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)

<p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	21		未経過リース料期末残高相当額	1年以内	22百万円	1年超	-	合計	22	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	-		未経過リース料	1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40	<p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	- 百万円	減価償却累計額相当額	-	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	-		未経過リース料期末残高相当額	1年以内	- 百万円	1年超	-	合計	-	支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	21	支払利息相当額	0	減損損失	-		未経過リース料	1年以内	3百万円	1年超	2	合計	6
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	184百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	163																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	21																																																																								
	未経過リース料期末残高相当額																																																																								
1年以内	22百万円																																																																								
1年超	-																																																																								
合計	22																																																																								
支払リース料	75百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	70																																																																								
支払利息相当額	1																																																																								
減損損失	-																																																																								
	未経過リース料																																																																								
1年以内	15百万円																																																																								
1年超	24																																																																								
合計	40																																																																								
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	- 百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	-																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	-																																																																								
	未経過リース料期末残高相当額																																																																								
1年以内	- 百万円																																																																								
1年超	-																																																																								
合計	-																																																																								
支払リース料	22百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	21																																																																								
支払利息相当額	0																																																																								
減損損失	-																																																																								
	未経過リース料																																																																								
1年以内	3百万円																																																																								
1年超	2																																																																								
合計	6																																																																								

## 金融商品関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)短期借入金	-	-	-
(8)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(9)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(10)未払費用	6,760	6,760	-
(11)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-



短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)短期貸付金	-	-	-
(4)未収委託者報酬	8,651	8,651	-

(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(6)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(9)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(10)未払費用	6,979	6,979	-
(11)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(12)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

    その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7)短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

## 有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

### 1．売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

### 2．満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

### 3．子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

### 4．その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-----------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託( 1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- ( 1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

#### 当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

##### 4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託( 1)	644	645	0
譲渡性預金	4,500	4,500	-
小計	5,144	5,145	0
合計	12,678	5,427	7,250

- ( 1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	-
投資信託	708	-	60
合計	730	6	60

#### デリバティブ取引関係

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

##### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

##### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合計			1,462	-	(*1) 10	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

##### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

##### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	647	-	3	先物為替相場によつて
合 計			647	-	3	-

## 退職給付関係

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,437
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,437
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

イ. 退職給付債務	15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	813
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	813

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,070	賞与引当金	1,181
関係会社株式評価減	-	関係会社株式評価減	1,050
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	501
ゴルフ会員権評価減	430	ゴルフ会員権評価減	408
退職給付引当金	877	退職給付引当金	292
減価償却超過額	243	減価償却超過額	208
未払事業税	166	未払事業税	184
時効後支払損引当金	176	時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	80	未払社会保険料	90
繰延ヘッジ損失	-	繰延ヘッジ損失	18
その他	68	その他	124
繰延税金資産小計	4,564	繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	1,650	評価性引当金	2,704
繰延税金資産計	2,913	繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,511	有価証券評価差額金	2,620
繰延ヘッジ利益	7	繰延ヘッジ利益	-
繰延税金負債計	1,518	繰延税金負債計	2,620
繰延税金資産(純額)	1,394	繰延税金負債(純額)	135
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.1%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	4.2%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	0.0%	外国税額控除	0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	-%	関係会社株式評価減	10.3%
その他	0.3%	その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正			
<p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。</p> <p>この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。</p>			



## セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換(*3)	8,267	-	-

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (\* 2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
- (\* 3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
- (\* 4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\* 5) 投資信託に係る事務代手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\* 6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

		(百万円)
		(株)野村総合研究所
流動資産合計		166,580
固定資産合計		229,654
流動負債合計		72,440
固定負債合計		74,932
純資産合計		248,861
売上高		320,289
税引前当期純利益		62,962
当期純利益		41,340

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	-

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	173,316
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,842
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,316
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,113
当期純利益	21,544

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,828円81銭	1株当たり純資産額	14,866円12銭
1株当たり当期純利益	1,652円20銭	1株当たり当期純利益	1,264円08銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	8,509百万円	損益計算書上の当期純利益	6,510百万円
普通株式に係る当期純利益	8,509百万円	普通株式に係る当期純利益	6,510百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成25年7月末現在

#### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*平成25年7月末現在

#### (3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

\*平成25年6月末現在

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

### (3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行いません。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### (1)受託者

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

### (3)投資顧問会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合があります。また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合、及び投資家の理解を助けるため、文言を付記する場合があります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手

できる旨を記載する場合があります。

- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年9月18日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの平成25年1月22日から平成25年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・オールインワン・ファンドの平成25年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井 純 子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。